

官報 号外

平成十九年五月二十五日

○国第六十六回 参議院会議録第一十九号

平成十九年五月二十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十九号

平成十九年五月二十五日

午前十時開議

第一 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第八 株式会社商工組合中央金庫法案(内閣提出、衆議院送付)

第九 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 少年法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、第一百六十六回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、更生保護法案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
更生保護法案について、提出者の趣旨説明を求

めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。長勢法務大臣。

〔國務大臣長勢基遠君登壇、拍手〕

○國務大臣(長勢基遠君) 更生保護法案につきま

して、その趣旨を御説明いたします。更生保護は、犯罪をした者及び非行のある少年を実社会の中適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの者が自立し、改善更生することを助け、もって社会を保護し、

個人及び公共の福祉を増進することを目的とする

平成十九年五月二十五日 参議院会議録第二十九号 議事日程追加の件 更生保護法案(趣旨説明)

ものですが、近時、社会及び犯罪の情勢が変化する中で、更生保護はその目的を十分に果たせていないととの指摘がなされております。また、更生保護に係る法体系について、国民に分かりやすい制度となるよう関係法律の整備統合に努めるべきとの指摘がされています。

そこで、この法律案は、更生保護の基本的な事項に関し、関係法律の統合及び所要の法整備を行い、更生保護の機能を充実強化しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の整理統合であります。更生保護に関する基本的な法律は、昭和二十四年に制定された犯罪者予防更生法及び昭和二十九年に制定された執行猶予者保護観察法に分かれていますが、両法律の内容を整理統合して新たな法律とするとともに、更生保護の目的を明確化します。

第二は、保護観察における遵守事項の整理及び充実であります。遵守事項は、現行法と同じく、これに違反したときに仮釈放の取消し等の措置をとることのできる規範であって、保護観察対象者に対する指導監督の中核となるものとして位置付けます。そのうち、すべての保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項については、保護観察官又は保護司の指導監督を誠実に受けること等の保護観察対象者が当然守るべき事項でありながら現行法では明記されていないものを加える一方、現行法に規定されている事項のうち、必ずしもすべての保護観察対象者に義務付ける必要のないものを除いております。また、保護観察対象者ごとに定める特別遵守事項については、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを受けること等の一定の事項について、特に必要と認められる範囲内で具体的に定めることとするとともに、保護観察を一層弾力的なものとするため、必

ります。

第三は、社会復帰のための環境調整の充実であります。仮釈放又は仮退院の審理において犯罪被害者等から意見等を聴取する制度、及び犯罪被害者等の心情等を保護観察対象者に伝える制度を導入することとしております。

第四は、犯罪被害者等に関する制度の導入であります。受刑者等の円滑な社会復帰を図るため、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整をより能動的かつ積極的に行うものとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。松岡徹君。

○松岡徹君 民主党の松岡徹でございます。私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました更生保護法案について御質問をいたします。

法案に関する質疑に先立ちまして、死刑に対する法務大臣の見解についてお尋ねいたします。長勢法務大臣は、昨年十二月、就任以来初めて死刑執行命令書に署名し、同月二十五日に四人の死刑囚に対して死刑が執行されました。さらに、先月二十七日にも三人の死刑囚に対して死刑が執行されました。前任の杉浦法務大臣は自らの信条に従つて在任中は死刑執行の同意をしませんでしたが、長勢法務大臣は、昨年、大臣就任以来、実際に七人の死刑執行の署名を行っています。このように大臣によつて死刑執行の対応が変わることについてどのようにお考えなのか、大臣の御所見をお伺いいたします。

現在、死刑判決が確定した者が百名、うち再審を請求している者が三十七名いると言われています。死刑判決が確定した者が百名、うち再審を請求している者が三十七名いると言われば、死刑執行命令書に署名し、同月二十五日に四人の死刑囚に対して死刑が執行されました。さらに、先月二十七日にも三人の死刑囚に対して死刑が執行されました。前任の杉浦法務大臣は自らの信条に従つて在任中は死刑執行の同意をしませんでしたが、長勢法務大臣は、昨年、大臣就任以来、実際に七人の死刑囚に対して死刑が執行されました。このように大臣によつて死刑執行の対応が変わることについてどのようにお考えなのか、大臣の御所見をお伺いいたします。

す。過去、一九八三年に免田事件、一九八四年に財田川事件、松山事件、一九八九年に島田事件等、死刑が確定した後再審によって無罪となつた冤罪事件が発生しています。また、昨年一月、長勢法務大臣の地元である富山県において、強姦罪で二年間服役した男性の冤罪事件が発覚、この二月には鹿児島地裁は、公職選挙法違反、いわゆる志布志事件で起訴された十二名の方々に無罪が言い渡され、その判決が確定いたしました。さらに、三月にも佐賀県で女性三人を殺害したとして起訴された男性に無罪判決が確定、五月には大阪地裁所長襲撃事件について大阪高裁が少年院送致を取り消す決定を出しております。正に冤罪の危険は決して過去のものではないということがこれらの事例からも明らかであります。

これら冤罪が生まれる共通の問題として、自白の強要など行き過ぎた取調べ、証拠の独占などが挙げられています。裁判員制度の導入が迫っている今日、冤罪という人権侵害が引き起こされないためにも、取調べの完全可視化、証拠開示が重要な要素となります。法務大臣並びに国家公安委員長の認識についてお尋ねいたします。

さて、今回提出されている更生保護法案は、一九四九年に施行された犯罪者予防更生法及び一九五四年に施行された執行猶予者保護観察法を整理統合したものとなっております。この二法の理念は、犯罪を行った者の改善更生を目的とし、もつて再犯の防止と公共の福祉を増進することを目的としています。

犯罪を犯した者が更生し社会復帰を果たすことには、結果的に再犯を予防し、犯罪からの社会防衛につながるものであります。そのため、更生意欲を高め、改善更生をなし得る必要な援助のありようが問われています。監視の強化と遵守事項を厳しくし、違反者に罰を与えることが強調されるような方向は、対象者を社会から排除し、再犯を防ぐことになり、更生を促進することにはな

りません。

しかし、本法案の第一条の目的では、再犯防止が第一の目的となつておらず、改善更生の目的が後退しているように思われます。再犯防止は結果であり、改善更生が重要な目的であると考えますが、いかがでしょうか。

次に、法案第二条によれば、国は、「民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るために努めなければならない。」とされています。これでは主役は民間で、国の役割はその後押しと広報活動をするだけになつていると受け取れます。対象者の更生を援助する責務はまず国にあることを明確に示すべきであると考えますが、いかがでしようか。

また、地方公共団体の役割として、「必要な協力をすることができる」との消極的な規定になっています。改善更生へ向け、出所者も地域社会の一員であるという観点から、就労支援や定住支援、福祉の提供等、地方公共団体が積極的に関与、支援を促進する規定を盛り込むべきだと考えますが、この点いかがでしようか。

さらに、保護観察終了時において無職であつた者の再犯率が有職者の再犯率の約五倍に達するといふデータからも、まさしく就職なくして更生なしと言え、十分な就労支援が更生の重要な要素となつてゐることは間違ひありません。刑務所内における就業支援体制及び職業訓練体制の見直し、充実、実効性の高い処遇プログラムの改善、厚生労働省との連携強化、大企業、経済団体への雇用・就労支援の働き掛け、協力雇用主の拡大等、様々な課題が山積しています。

有識者会議でも強く指摘されている就労支援と定住支援の強化や福祉との連携強化等の社会的援助を国が責任を持つて取り組むべきと考えますが、長勢法務大臣と柳澤厚生労働大臣にお伺いをいたしました。

我が国の更生保護制度は、余りにも保護司を始めとする民間ボランティアに多分に頼つており、更生保護における國の役割の強化という観点から、圧倒的に不足している保護觀察官の大幅な増員が不可欠です。現在、六万人の保護觀察対象者に対して、実質約六百五十名の保護觀察官で支えていると言われています。有識者会議の報告書でも保護觀察官の倍増や専門性の向上を求める提言がなされていますが、年限を決めて着実に実行に移すべきではないでしょうか。長勢法務大臣の方針をお伺いいたします。

次に、第三条の運用基準についてです。

保護觀察や仮釈放等、更生保護における措置決定に際しては、対象者の同意を必要とすることが重要です。

東京都府中市にある国連アジア極東犯罪防止研修所において起草され、一九九〇年十二月十四日の国連総会で採択された社会内処遇措置のための国際連合最低基準規則、いわゆる東京ルールにおいては、犯罪者の一定の義務を課す非拘禁措置については、正式手続、裁判の前あるいはその代替として適用されるものであつたとしても犯罪者の同意が必要であると規定しています。この規定は、対象者の更生意欲を高め、更生、社会復帰へとつなげるためにも重要な点と考えます。

法案第三条では、対象者の権利や主体性の尊重に関する規定が極めて少なく、本人の同意原則の規定が明記されていません。第一条で強調されている再犯防止目的を考慮すると、かえつて強制的処遇を前提としているように思われます。ついでには、東京で起草された国際準則に規定されている対象者の主体性の尊重と同意原則を盛り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、仮釈放審理は、その内容が被収容者本人及び第三者にとって公正性、透明性、検証可能性が十分保障されたものとされるべきです。特に仮釈放の許可基準については、実質的判断が困難な悔悟の情、更生の意欲、再犯のおそれ、社会の感

情という主観的要件ではなく、被収容者の社会復帰の可能性を客観的かつ公正に審理することが可能な要件とすべきです。

しかしながら、法案では仮釈放の基準を法務省令で定めるとして、法定化されていません。現行制度の仮釈放審理の申請が申出に変わり、法律上の行為ではなくなり、また地方委員会の仮釈放審理の開始や開始不相当の判断の法的コントロールが及ばなくなっています。そして、審理を経た仮釈放不相当に関する規定が削除されており、法案における仮釈放手続は地方更生保護委員会の職権と裁量が相当拡大されていますが、何を基準に、そして何を対象に審理を行うかが全く示されておらず、恣意的運用の危険性があります。

仮釈放制度は、被収容者の円滑な社会復帰を果たすための援助と位置付けられるもので、被収容者本人の仮釈放申請権、さらに申請が却下された場合の不服申立て権等が保障されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。また、仮釈放の基準について法文上明記し、積極的かつ適切な運用を促進すべきと考えますが、併せてお伺いをいたします。

さらに、現在、仮釈放審理をする地方更生保護委員会は全国で八か所、委員は五十六名で構成されています。年間の仮釈放申請受理件数は二〇〇四年で二万四千百三十一件となつており、例えば関東更生保護委員会の場合、同年二〇〇四年で七千一百一件の件数、委員一人当たり五百九十二件の事件数となっています。審査は合議制で毎週月曜日に行われ、火、水、木曜日は申請者への面接などで出張しており、そうすると、一週間のうちで金曜日に約四十分間に一件の割で更生の意欲だとか再犯のおそれだととか、あるいは反省の程度等の決定書を書くことになります。委員の努力は分かりますが、十分な審査となつているかどうか疑問であります。

更生保護委員会の審理に先立つて、保護観察官による事前調査が行われています。膨大な受理件

官 報 (号 外)

数を三名の合議体で判断する、これで十分な審理が行われるのか。このようなシステムが限界に来ていると考えますが、いかがでしょうか。地方更生保護委員会の人的構成も見直すべきと考えます。

現行の委員構成の大半が保護観察官署出身者に偏つており、仮釈放審理が言わば内輪で行われているという批判、一種の天下りであるとの批判にこたえるものではありません。積極的な民間からの登用、弁護士や被収容者の援助活動を行うNGOの代表者や医学、心理学、教育学、社会学、その他広く各界から適任者を選任し得るようするための規定を法案に置くべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、保護観察についてですが、保護観察の際の特別遵守事項をどのように定めるかは極めて重要な問題です。社会内処遇措置のための国際連合最低基準規則を踏まえ、遵守事項となる健全な生活態度は、社会復帰ないし生活再建のためだからこそ対象者の改善更生に特に必要と認められることが、現実に遵守可能で保護観察対象者の自由を過度に制限しないものでなければならないと考えますが、この点いかがでしょうか。

また、遵守事項違反の少年に対する少年院送致決定の申請に関する規定についてですが、保護観察処分が決まつた少年に対し、保護司の呼出しに応じなかつた、朝早く起きてこないといつた、それ自体犯罪や非行と言えないようなささいな事実をもつて少年院送致の新たな審判事由とすることは余りにも不相応であり、元の事件を考慮して審判するのであれば、憲法で禁じられた二重处罚に当たるのではないかでしょうか。

いざれにしても、少年院送致をちらつかせながら遵守事項を守らせるというのではなく、権威主義的な保護観察を志向するものであり、ケースワーカーの放棄にもつながりかねず、少年と保護司との信頼関係の構築から始まるべき更生保護制度を変質させてしまうのではないでしょうか。長勢法務大

臣の御所見を求めます。

さらに、仮釈放の取消しについては、事後的に不服審査を保障するだけでなく、取り消す前に保護観察対象者に対して告知、聴聞の機会を保障し、遵守事項違反の有無、その理由、情状などについて意見を述べ、資料などを提供する機会を保障するべきと考えますが、いかがでしょうか。

犯罪は社会不安を増大させます。犯罪が生まれるには様々な背景や要因があります。年間三万人を超えると言わされている自殺者の発生、働く人の三人に一人、実際に千六百万人の人たちが正規社員でないパート、有期雇用、派遣、請負等の非正規雇用者となつている現実、働いても働いても収入が上がらず、生活保護水準以下の生活しかできない四百万世帯を超えると言われるワーリングニアの発生等、格差社会によって国民が未来に希望や展望が持てない社会も大きな要因ではないでしょうか。

犯罪を犯した者に対し、重罰、厳罰化や監視を強化することによって社会から切り離すことではなくて、改善更生させ社会復帰を実現することが犯罪に強い社会をつくることであるということを強く申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣長勢甚遠君登壇、拍手〕

○國務大臣(長勢甚遠君) 松岡徹議員にお答えを申し上げます。

まず、死刑執行の在り方についてお尋ねがありました。

法治国家である我が国においては、裁判所が法の定めに従い慎重かつ厳正に対処されてきたものと承知しております。

更生保護は刑事司法の一環として国が担うべきものであり、そのことは特段の規定を置くまでもなく他の諸規定により明らかになつております。すなわち、この法案でいえば、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護等の措置について、これを国の機関である保護観察所が実施するものとしており、これらの措置の責任が国にあることが明らかとなつております。

法案第一条は、このことを当然の前提とした上

に示すことが困難となつたりする結果、事案の真相を十分解明し得なくなるなどの問題があり、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、証拠開示についてお尋ねがありました。

開示に関する規定が整備された結果、争点の整理や被告人の防衛の準備のために十分な証拠が開示されているものと考えております。検察官手持ち証拠をすべて開示することについては、関係者の名譽、プライバシーの侵害、罪証隠滅などの弊害が生ずる場合があるなどの問題があることから、相当ではないと考えております。

次に、法案第一条の目的規定についてお尋ねがありました。

御指摘のように、改善更生が遂げられればおのずと再犯が防止されることになりますが、一方、改善更生を図る過程で一たび再犯に陥れば、改善更生するまでの致命的な後退や障害となることから、社会内処遇を実施していく過程においては、改善更生された結果としての再犯可能性の消滅を待つだけでなく、再犯を防ぐことと改善更生を助けることが一体のものとしてともに行われなければなりません。これは更生保護に従事する者が常に意識しなければならない重要な事柄であることがあります。

そこで、地方公共団体に対する義務付けとなり、一定の指針を課すような規定とはしておりませんが、民間による更生保護の諸活動に地方公共団体が協力することは双方にとって意義のあるものであることから、地方公共団体がこれら更生保護の諸活動に協力することができるとの法的根拠を明文上示し、その協力の促進を期することとしたものであります。

次に、就労支援と定住支援の強化、福祉との連携強化についてお尋ねがありました。

いずれも保護観察対象者等の社会復帰のために極めて重要な事柄であります。

就労につきましては、平成十八年度から厚生労働省と連携して総合的就労支援事業を行い、職業相談の実施、試行雇用制度や身元保証制度等の支援策の活用などを通じた支援を進めております。

定住支援につきましては、原則として刑務所及び少年院に収容されているすべての者に対し釈放後の居住環境の調整を行い、家族や親族の元への帰住がかなわない場合には、民間の更生保護施設など、改善更生に適した定住場所を確保するよう努めております。また、高齢者や疾病を有する者などにつきましては、必要な福祉の措置を速やかに

で、地域社会と密接にかかわる更生保護にあっては民間の協力者との連携や国民の理解、協力が不可欠であることかんがみ、これらがより一層高まるようにするための規定を置くものであります。

次に、地方公共団体の積極的な関与、支援を促進する規定を盛り込むべきとのお尋ねがありました。

出所受刑者の改善更生と社会復帰のためには、地方公共団体の協力が得られることが望ましいことは御指摘のとおりであります。しかし、地方公共団体は保護観察等の更生保護行政をつかさどる立場ではなく、更生保護に関しどのような行政を行ふかは、その自主性、自立性に基づき個々の地方公共団体において判断すべき事柄であります。

そこで、地方公共団体に対する義務付けとなり、一定の指針を課すような規定とはしておりませんが、民間による更生保護の諸活動に地方公共団体が協力することは双方にとって意義のあるものであることから、地方公共団体がこれら更生保護の諸活動に協力することができるとの法的根拠を明文上示し、その協力の促進を期することとしたものであります。

次に、就労支援と定住支援の強化、福祉との連携強化についてお尋ねがありました。

いずれも保護観察対象者等の社会復帰のために極めて重要な事柄であります。

就労につきましては、平成十八年度から厚生労働省と連携して総合的就労支援事業を行い、職業相談の実施、試行雇用制度や身元保証制度等の支援策の活用などを通じた支援を進めております。

定住支援につきましては、原則として刑務所及び少年院に収容されているすべての者に対し釈放後の居住環境の調整を行い、家族や親族の元への帰住がかなわない場合には、民間の更生保護施設など、改善更生に適した定住場所を確保するよう努めております。また、高齢者や疾病を有する者などにつきましては、必要な福祉の措置を速やかに

受けることができるよう福祉関係との連携に努めております。

今後とも、関係機関との連携を密にして、保護観察対象者等の社会復帰を支援してまいりたいと考えております。

次に、保護観察官の増員と専門性の向上についてお尋ねがありました。

官 報 (号 外)

御指摘のとおり、有識者会議においては、現場の第一線の保護観察官の倍増を求める提言がなされておりますが、法務省といいたしましては、本年度予算において四十三人の保護観察官の増員を得たほか、本年度から全国の保護観察所に専門官制を導入し、課長職百三十人を統括保護観察官等に振り替え、第一線の保護観察官の層を厚くしたところであります。保護観察官の増員については、今後とも、諸般の事情を考慮しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、保護観察官の専門性の向上につきましては、本年度から、保護観察官の研修体系を見直すとともに、職場内における訓練や指導を強化する

ことなどにより、その実力の向上を図ることいたしましたが、引き続きこれを推進してまいります。

次に、いわゆる東京ルールズの同意原則等についてお尋ねがありました。

更生保護における措置には、刑の執行が終了した者等に対する更生緊急保護のように申出などを要件として行うものもありますが、刑罰や保護処分の一環として行う保護観察の実施や遵守事項の設定などは、これを受ける者の同意を要件とすべきものではありません。もっとも、更生保護においては、本人の意思に基づく改善更生を助けるという理念が重要であり、対象者に措置の理由と内容を十分に理解させ、改善更生に向けた意欲を喚起する必要があると考えております。

なお、御指摘の東京ルールズの規定は、正式の司法手続又は正式裁判の前に、又はこれに代えて

非拘禁措置をとる場合の準則を示したものであつ

て、更生保護法案が規定する保護観察とは場面を異にするものと考えております。

次に、受刑者の仮釈放申請権等の保障及び仮釈放基準の明記についてお尋ねがありました。

仮釈放は、裁判により刑事施設に拘禁されている受刑者について、保護観察を実施して改善更生

を図るという行政目的により刑の執行形態を変容させるものであり、専ら国の裁量権に属することとすべきものと考えられますので、受刑者に仮釈放申請権等を認めるのは相当ないと考えます。

また、仮釈放基準については現在検討を進めているところですが、仮釈放基準の改正は仮釈放の在り方そのものに大きく影響を及ぼすものですので、様々な観点から慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、地方更生保護委員会における審理の体制についてお尋ねがありました。

地方更生保護委員会の取り扱う仮釈放等審理事件は、御指摘のとおり、平成十六年には二万四千件余りに上っておりますが、委員会においては、あらかじめ委員会所属の保護観察官が対象者の面接を行なうなど十分な下準備をし、事案に応じて審理手続にめり張りを付けるなどして適正な審理を行つておられるものと承知しております。

次に、いわゆる東京ルールズの同意原則等についてお尋ねがありました。

更生保護における措置には、刑の執行が終了した者等に対する更生緊急保護のように申出などを要件として行うものもありますが、刑罰や保護処分の一環として行う保護観察の実施や遵守事項の設定などは、これを受ける者の同意を要件とすべきものではありません。もっとも、更生保護においては、本人の意思に基づく改善更生を助けるという理念が重要であり、対象者に措置の理由と内容を十分に理解させ、改善更生に向けた意欲を喚起する必要があると考えております。

なお、御指摘の東京ルールズの規定は、正式の司法手続又は正式裁判の前に、又はこれに代えて

非拘禁措置をとる場合の準則を示したものであつ

て、官経験者が多いという実情にあります。いわゆる民間からの委員登用につきましては、特別の規定をまつまでもなく、有識者会議の報告書を踏まえ、昨年十月来、合計四人を委員に任命したところであり、今後とも積極的な登用に努めてまいりたいと考えております。

次に、東京ルールズを踏まえた特別遵守事項の定め方についてお尋ねがありました。

更生保護法案第五十五条第二項は、特別遵守事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において具体的に定めることとしております。現実に遵守することが不可能な事項を遵守事項とすることは、そもそも遵守事項としての意味がない上、かえつて改善更生に向けた意欲を減退させ、改善更生にとって有害であるのですから、改善更生のために特に必要とは認められませんし、自由の制約が改善更生のために特に必要な範囲を超えることが認められないことも明らかであります。

次に、保護観察処分少年の遵守事項違反に対する措置についてお尋ねがありました。

法案第六十七条第二項の措置は、警告を受けたにもかかわらず、遵守事項違反を繰り返し、その程度が重いときによることができるものであり、ささいな事実をもって少年院等に送致することとする制度ではありません。

二重处罚に当たるのではないかという御指摘で

すが、この制度は、遵守事項を守らなかつたとい

う新たな事情をとらえて新たな決定をするという

ものであり、当初の非行事実について重ねて保護

処分決定をするものではありません。また、この

制度が導入されても、少年との信頼関係を構築し

ながら待遇をしていくことにおいて変わりはありませんので、権威主義的になつたり更生保護制度

を変質させるなどの御懸念には及びません。

最後に、仮釈放取消しの手続において告知、聴聞の機会等を保障すべきではないかというお尋ね

されました。

仮釈放の取消しの処分は、裁判によって刑罰として刑事施設への拘禁を命ぜられている者について、刑の執行の形態を変容させ、緩和していた状態を本来の裁判どおりの刑の執行態様に戻す措置であつて、新たな不利益処分を科すものではなく、本人の弁解を聞く機会等を設けてからでなければそうした処分を行ひ得ないというわけではないと考えます。この点につきましては、現行の犯罪者予防更生法も同様の立場を取つているところです。

なお、実務上は、仮釈放取消しの申請を行う保護観察所において、例外なく保護観察官が対象者に会つて質問調査を行い、その聴取結果を付して地方更生保護委員会への申請を行つているところです。（拍手）

○國務大臣溝手顯正君登壇、拍手）
警察におきましては、取調べを行ふに当たつて、憲法、刑事訴訟法、その他法令を遵守し、人権を不当に侵害することがないよう十分に配慮し、供述の任意性、信用性の確保に努めていると承知いたしております。

取調べの完全可視化の件でござります。

警察は第一次捜査機関として事案の真相を明らかにすることを重要な任務としており、被疑者の取調べもその目的のために行つてはいるものであります。取調べの録音、録画を実施した場合には、

被疑者との信頼関係の構築が阻害されることはないか、あるいは組織犯罪の検挙、情報収集が困難になることはないか、あるいは第三者のプライバシーの侵害がされる危険があるかどうか等のことにより、取調べの機能そのものが大きくなり害されることになる可能性があると認識いたしております。その結果、事案の解明が困難となり、犯罪の検挙活動自体に支障を来すおそれがあることか

れています。

次に、地方更生保護委員会委員への積極的な民間からの登用をするための規定を法案に置くべきではないかとのお尋ねがありました。

地方更生保護委員会委員は、仮釈放等の審理に経験や事務処理能力が求められるため、保護観察

官 報 (号 外)

（拍手） 検討が必要であると認識をいたしております。

〔國務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手〕
○國務大臣(柳澤伯夫君) 松岡議員にお答え申し上げます。

保護観察対象者に対する社会復帰の支援についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、更生保護のあり方を考える有識者会議の報告書におきましては、再犯防止の観点から、法務省と厚生労働省との連携による総合的就労支援対策を充実すべき旨、指摘をされております。

このため、厚生労働省といたしましては、ハローワークと更生保護機関等との連携の下で、就労支援チームによる担当者制でのきめ細かな職業

相談、職業紹介を行つております。また、昨年度からは、職業体験講習、トライアル雇用などを開始しております。保護観察対象者等に対する就

労支援を強化しているところでございます。さらに、保護観察対象者等の社会復帰を円滑に進めるに、保護観察による社会復帰の促進による、

ためには、福祉と更生保護との連携により、その社会生活を支援していくことが重要と考えております。まして、法務省との間で連携の方策や課題について

て協議を行うなどの取組を行つてゐるところでござります。

更に密接にして、保護観察対象者の社会復帰を促進してまいりたいと考えております。

○議長(扇千景君) 以上でござります。(拍手)
した。これにて質疑は終了いたしま

○議長(扇千景君)　日程第一　武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

　　日程第一　武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三
一千九百九十九年三月二十六日にハ
グで作成された武力紛争の際の文化財の保護に關
する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の
締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員
長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田浦直君登壇、拍手〕

○田浦直君　ただいま議題となりました条約三件
につきまして、外交防衛委員会における審査の経
過と結果を御報告申し上げます。

まず、武力紛争の際の文化財保護条約は、文化
財の保護のため、文化財に対する敵対行為を差し
控えることなど、平時及び武力紛争の際にによる措
置等について定めるものであります。

次に、武力紛争の際の文化財保護議定書は、占
領地域からの文化財流出を防止し、流出した文化
財については、締約国が管理、返還すること等に
ついて定めるものであります。

次に、武力紛争の際の文化財保護第二議定書
は、条約を補足し、その実効性を高めるものであ
り、武力紛争の際に文化財を攻撃の対象とするこ
とその他特定の行為の犯罪化、裁判権の設定等に
ついて定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題と
し、条約の署名から国会提出までに半世紀以上を
要した理由、我が国の世界遺産を保護の対象とす
る可能性、イラク国内における文化財流出の状況
と保護の必要性等について質疑が行われました
が、詳細は会議録によつて御承知願います。
質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会
一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

○議長(扇千景君) これより三件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十三
賛成 百九十三
反対 ○

よつて、三件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

ます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長(藤原正司君)。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤原正司君登壇、拍手〕

○藤原正司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、登記の乙号事務を民間

委託することによるサービスの質の維持向上、ハローワークを市場化テストの対象とすることに伴う問題点、政府が供給しているサービスの総事業量と官が行うべき業務の基準等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十三
賛成 百八十八
反対 十三

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第五 港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 大江康弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大江康弘君登壇、拍手〕

○大江康弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、海面処分への取組と循環型社会の形成、廃棄物埋立護岸等の安全性の確保、スーパー中枢港湾施策の現状と国際競争力の向上等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小林委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官報(号外)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま

投票総数

百八十三
九

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鶴保庸介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、いまだ児童虐待事件が減少するに至つていないこと、前回の改正法附則に施行後三年以内の検討が規定されていること等を踏まえ、

児童虐待の防止等に関する施策の更なる強化のため、児童相談所長等による児童の安全確認の義務化、児童虐待が行われている疑いがある場合における臨検制度の創設等必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取やスーパーにおける短時間労働者の労働の実情等を観察するとともに、差別的取扱いをしてはならない労働者の要件の妥当性、改正法の実効性確保について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(扇千景君) 質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑を終局した後、日本共産党及び社会民主党・護憲連合を代表して小池晃委員より、法律の対象者に有期労働者を加えること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して柳澤光美委員より、原案に反対

智哉子君。

対、日本共産党を代表して小池晃委員、社会民主

党・護憲連合を代表して福島みすほ委員より、修

正案に賛成、原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、いまだ児童虐待事件が減少するに至つていないこと、前回の改正法附則に施行後三年以内の検討が規定されていること等を踏まえ、

児童虐待の防止等に関する施策の更なる強化のため、児童相談所長等による児童の安全確認の義務化、児童虐待が行われている疑いがある場合における臨検制度の創設等必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院青少年問題に関する特別委員長小宮山洋子君より趣旨説明を聴取した後、児童虐待が減らない理由と改正による効果、臨検の手続についての考え方、虐待を行つた保護者に対する指導の在り方、児童相談所等の体制整備の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔島田智哉子君登壇、拍手〕

○島田智哉子君 民主党・新緑風会の島田智哉子でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の立場で討論を行いました。

正案に賛成、原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

ます。

次に、児童虐待の防止等に関する法律及び児童

福祉法の一部を改正する法律案について申し上げ

ます。

本法律案は、いまだ児童虐待事件が減少するに

至つていないこと、前回の改正法附則に施行後三

年以内の検討が規定されていること等を踏まえ、

児童虐待の防止等に関する施策の更なる強化のた

め、児童相談所長等による児童の安全確認の義務

化、児童虐待が行われている疑いがある場合にお

ける臨検制度の創設等必要な措置を講じようとす

るものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院青

少年問題に関する特別委員長小宮山洋子君より趣

旨説明を聴取した後、児童虐待が減らない理由と

改正による効果、臨検の手続についての考え方、

労働者の数は千二百五万人に上り、雇用者の四人に一人がパート労働者となっています。パート労働者は、子育てを終えた主婦による家計補助的なものではなく、今や日本経済を支える基幹労働力となっています。

就業形態の多様化が進んでいる今日、パート労

働者の数は千二百五万人に上り、雇用者の四人に

一人がパート労働者となっています。パート労働

者は、子育てを終えた主婦による家計補助的なもの

ではなく、今や日本経済を支える基幹労働力と

なっているのです。

先日、厚生労働委員会がスーパーマーケットを

視察し、私もパート労働者の方と懇談する機会を得ました。パート労働者の方が正社員との均衡待遇を強く望んでいることを実感し、均衡待遇の重要性を改めて認識した次第です。

賃金格差について争われた裁判の判決においても、労働法における差別禁止規定の根底には、お

よそ人はその労働に対し等しく報われなければな

らないという均等待遇の理念が存在するとされて

います。すべてのパート労働者に対し、その働き

方に応じ、公正な待遇の確保が求められています。

しかしながら、今回の法案は委員会でも多く

の問題点が指摘されたように、すべてのパート

労働者の待遇を改善するものであるとは到底言えません。

官 報 (号 外)

ができると言えるのでしょうか。

また、差別的取扱い禁止対象の要件も問題です。法案は、要件の判断について、第一義的には各事業主が判断するとしています。事業主の判断

労働者の範囲が違つてくるなど、通常はあり得ない断、解釈で差別的取扱い禁止の対象となる短時間

うか。そもそも、根本から雇用均等室の在り方を見直さない限り、現在の体制では法案の実効性が確保できるとは到底思えません。

反対する理由の第四は、改正により、正社員の労働条件が切り下げるのではないかという懸念が解消されないことです。

い憂慮の念を覚えます。民主党は、短時間労働者はもちろんのこと、正社員やフルタイムパート、有期契約労働者を含めたすべての労働者の待遇改善、労働条件の改善に向けて真剣にかつ全力で取り組むことを国民の皆さんにお約束をし、私の反対討論といったします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数	百九十四
賛成	百九十四
反対	〇
よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし	

い憂慮の念を覚えます。
民主党は、短時間労働者はもちろんのこと、正社員やフルタイムパート、有期契約労働者を含めたすべての労働者の待遇改善、労働条件の改善に向け真剣にかつ全力で取り組むことを国民の皆さんにお約束をし、私の反対討論といったします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしま

○議長(扇千景君)	投票の結果を報告いたしました。
投票総数	百九十四
賛成	○
反対	百九十四
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	

する。おそれすら指摘されてしまったとしていた会員の説明の付かない要件によって差別の取扱いが禁止される対象者を不当に限定してしまうと、差別的取扱い禁止規定を設けた意味が失われてしまいます。

反対する第二の理由は、正社員と同視できる短時間労働者以外については、賃金や福利厚生等について均衡待遇の配慮が努力義務にどまつてゐることです。

また、対象となるべき賃金については通勤手当を含まない、福利厚生には慶弔金、慶弔休暇等を含まないなど、均衡待遇の徹底がなされていません。委員会においても、通勤手当等も均衡考慮の対象とすべきだとの意見が再三にわたり出されましたが、結局、通勤手当等を含めないことについて合理的な説明はなされませんでした。

て合理的な説明はなされませんでした。反対する理由の第三は、法案の実効性確保に係る規定、体制の不備です。

今回、新たに紛争処理の規定が創設され、それに伴い都道府県労働局の雇用均等室がその役割を担うこととされています。この雇用均等室について

そこで私は、この組織としての体制で、私は機会あるごとにその組織としての体制、職務に臨む姿勢についてただしてまいりました。

実際に、ある雇用均等室を視察し話をお伺いしても、均等行政を担う第一線機関としての気概が感じられました。見学去るに堪へ力言等につきましても、

いて、過去五年間を見ても勧告・指導はゼロ件と全く機能していません。こうした状況で新たに紛争解決援助の役割を与えたところで、負担となるばかりで機能低下を招くだけではないでしょうか。

うか。そもそも、根本から雇用均等室の在り方を見直さない限り、現在の体制では法案の実効性が確保できるとは到底思えません。

反対する理由の第四は、改正により、正社員の労働条件が切り下げるのではないかという懸念が解消されないことです。

政府は、合理的理由のない労働条件の不利益変更は許されないという一般法理を根拠に、そのような懸念には及ばないとしています。しかし、現実には正社員の労働条件に関する相談は増加しています。事業主の判断、良心に任せただけ、厚生労働省は労働者保護のための行政の責任を果たしていると言えるのでしょうか。

反対の理由の第五は、本法案がすべてのパート労働者を対象としていることです。

パートと呼ばれている労働者の中には、所定労働時間が通常の労働者と同様か、それ以上となつているいわゆるフルタイムパートの方もいらっしゃいます。こうしたフルタイムパートの方は短時間労働法の短時間労働者の定義に当てはまらず、適用対象から漏れています。本来、真っ先に差別禁止や均衡待遇がなされるべきフルタイムパートの待遇の改善を図らず、そのまま放置するこの法案は全くの欠陥法案だと言わざるを得ません。民主党は、パートや有期契約を含むすべての労働者を対象に均等待遇の実現を目指す本格的な立法が必要であると考えます。

以上、反対する主な理由を申し述べました。

今、日本の労働法制は大きな危機を迎えていました。労働分野における規制緩和により、企業が生き残りを懸けた熾烈な競争を展開する一方で、そこで働く労働者の労働環境は劣化、悪化の一途をたどっています。また、医療などの専門職でさえ、人件費の削減、正規職員の多忙さゆえに短時間労働者が増加していることは我が党の委員が指摘したとおりです。にもかかわらず、政府の規制改革会議は雇用分野の一層の規制緩和を推し進め方針を打ち出しました。私はこうした状況に深

い憂慮の念を覚えます。

民主党は、短時間労働者はもちろんのこと、正社員やフルタイムパート、有期契約労働者を含めたすべての労働者の待遇改善、労働条件の改善に向け真剣にかつ全力で取り組むことを国民の皆さんにお約束をし、私の反対討論といったします。

○議長（扇千景君） これで討論は終局いたしました。

○議長（扇千景君） これにて討論は終局いたしました。

○議長（扇千景君） これより採決をいたします。

まず、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十二
賛成 百五
反対 八十七

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君） 次に、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたしました。

――これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

〔投票終了〕

<p>○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。 (拍手)</p>	<p>投票総数 賛成 反対</p>	<p>百九十四 百九十四 ○</p>
<p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>		
<p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p>		
<p>〔伊達忠一君登壇、拍手〕</p>		
<p>○伊達忠一君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申上げます。</p>		
<p>株式会社商工組合中央金庫法案は、商工中金の完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保するとともに、中小企業団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るための業務を行うことなどを定めるものであります。</p>		
<p>中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、棚卸資産を担保とする融資のため制度を拡充するとともに、事業再生保険制度を創設するものであります。</p>		
<p>なお、兩法律案の審査のため、北海道に委員派遣を行い、地域経済及び中小企業金融の実情を調査いたしました。</p>		

○議長(扇千景君)	投票の結果を報告いたします。
[投票終了]	
○議長(扇千景君)	間もなく投票を終了いたします。
○議長(扇千景君)	——これにて投票を終了いたします。
投票開始	
投票総数	百九十二
賛成	百五
反対	八十七

（伊達忠一君登壇、拍手）

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○伊達忠一君　ただいま議題となりました兩法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申します。委員長の報告を求めます。経済産業委員長伊達忠一君。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上二案を一括して議題といたします。

（日程第九　中小企業信用保険法の一部を改正する法律案）

○議長(屬千景君)す。投票の結果を報告いたしま
す。投票總數 百九十二
賛成 八十七
反対 八十七
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保するとともに、中小企業団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るための業務を行うことなどを定めるものであります。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。
す。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

〔投票開始〕

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

の採決をいたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、棚卸資産を担保とする融資のため制度を拡充するとともに、事業再生保険制度を創設するものであります。

なお、両法律案の審査のため、北海道に委員派遣を行い、地域経済及び中小企業金融の実情を調査いたしました。

〔投票開始
長(扇千景君)
——これにて
「投票終了

(二) 間もなく投票を終了いたしました
（三）投票を終了いたしました。

な、法律案の審査のため、北海道に委員派遣を行い、地域経済及び中小企業金融の実情を調査いたしました。

平成十九年五月二十五日 参議院会議録第二十二回

法等の一部を改正する法律案との妥当性、遵守事項違反を理由とする少年院送致処分の妥当性、少年犯罪を根絶するための方策、児童相談所及び児童自立支援施設の課題等について質疑を行うとともに、参考人からの意見陳述、愛光女子学園及び国立武藏野学院の実情調査、厚生労働委員会との連合審査会の開催など、幅広い審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会の笠瀬憲理議員より、少年院送致の下限年齢をおおむね十四歳以上とする等の修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の、社会民主・護憲連合の近藤委員より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の意見がそれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数 賛成 反対
百九十四 百六 八十八
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

官 報 (号 外)

平成十九年五月二十五日

参議院会議録第二十九号

議長の報告事項

國務大臣	大塚 耕平君	松井 孝治君	富岡由紀夫君
	工藤堅太郎君	木俣 哲郎君	(國家)公務委員長
外務大臣	櫻井 充君	加藤 敏幸君	(内閣府)特命大臣
	浅尾慶一郎君	俊美君	(政政策)
国土交通大臣	増子 輝彦君	北澤 正行君	大臣政務官
	和田ひろ子君	高嶋 良充君	法務大臣政務官
厚生労働大臣	蓮 広田	江田 渡辺	内閣委員
	島田智哉子君	角田 義一君	議長の報告事項
経済産業大臣	前川 大塚	島田智哉子君	一昨二十三日議長において、次とおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
	正司君	仁比 駿	内閣委員
財政金融委員会	藤原 統方	仁比 駿	大臣政務官
	正司君	島田智哉子君	法務大臣政務官
外交防衛委員会	佐藤 大石	河合 常則君	内閣委員
	佐藤 千葉	木村 勝也君	議長の報告事項
厚生労働委員会	西田 築瀬	木村 勝也君	一昨二十三日議長において、次とおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
	吉川 家西	西田 築瀬	内閣委員
文教科学委員会	朝日 小川	西田 築瀬	大臣政務官
	正弘君	木村 勝也君	法務大臣政務官
農林水産委員会	藤原 緒方	木村 勝也君	内閣委員
	正弘君	西田 築瀬	議長の報告事項
経済産業委員会	佐藤 大塚	河合 常則君	一昨二十三日議長において、次とおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
	佐藤 千葉	木村 勝也君	内閣委員
国土交通委員会	西田 築瀬	西田 築瀬	大臣政務官
	木村 勝也君	西田 築瀬	法務大臣政務官
環境委員会	佐藤 大塚	河合 常則君	内閣委員
	佐藤 大塚	木村 勝也君	議長の報告事項
同日議長は、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(衆第二〇号)に付託した。同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	西田 築瀬	西田 築瀬	内閣委員
	西田 築瀬	西田 築瀬	議長の報告事項
住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第六九号)	西田 築瀬	西田 築瀬	大臣政務官
	西田 築瀬	西田 築瀬	法務大臣政務官
総務委員会に付託	西田 築瀬	西田 築瀬	内閣委員
	西田 築瀬	西田 築瀬	議長の報告事項

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改

正する法律案(閣法第八九号)

外交防衛委員会に付託

律案(閣法第七〇号)

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)

農林水産委員会に付託

外クジ業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院国土交通委員会に付託

に通知した。

映画の盗撮の防止に関する法律案 地理空間情報活用推進基本法案

日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

た旨衆議院に通知した。

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公
共事業による國の負担割合の特別に関する法律

共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律
の一部を改正する法律案

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の

一部を改正する法律案

一九九七年六月八日のJAL706便事故につ
いての事実と原因を調査して、實因三十六
点を認定する。

いての事故原因究明に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第四三号）

日次の質問主意書を内閣に転送した。

歯科技工士の労働条件に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第三八号)

農林水産委員会	岸 辞任	信夫君	段本 段本	幸男君
法務委員会	野村	哲郎君	南野知恵子君	
理事 岡田	尾立	源辛君	小川 敏夫君	
国土交通委員会	福本	潤一君	森 ゆうこ君	魚住裕一郎君
総務委員会	松井	孝治君		
理事 二之湯	若林	秀樹君		
内閣委員会	倉田	寛之君	補欠	
理事 秋元	木村	仁君	山本 順三君	
司君 (秋元司君の補欠)	魚住裕一郎君		小池 正勝君	
予算委員会	谷合	正明君	福本 潤一君	
辞任	後藤	博子君	山本 保君	
環境委員会	川口	順子君	長谷川憲正君	
岩城 光英君	河合 常則君			
愛知 治郎君				
内閣委員会	辯任	補欠		
理事 秋元	司君 (秋元司君の補欠)			
法務委員会				
理事 岡田				
国土交通委員会				
理事 未松 信介君				
(末松信介君の補欠)				

官報 (号外)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
 の一部を改正する法律案(閣法第五五号)
 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に
 基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務
 を課す等の措置を講じたことについて承認を
 求めるの件(閣承認第三号)
 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄によ
 る海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六
 年の議定書の締結について承認を求めるの件
 (閣案第九号)
 職業上の安全及び健康を促進するための枠組み
 に関する条約(第百八十七号)の締結について承
 認を求めるの件(閣案第一〇号)
 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ
 て議長は即日これを財政金融委員会に付託した。
 株式会社日本政策投資銀行法案(閣法第三五号)
 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
 れた。
 最低賃金法の一部を改正する法律案(細川律夫
 君外二名提出)(衆第三四号)
 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案
 は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受
 領した。
 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する
 法律案
 同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回
 を許可した旨の通知書を受領した。
 力ネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に
 関する法律案(第百六十五回国会、山田正彦君
 外二名提出)
 同日委員長から次の報告書が提出された。
 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締
 結について承認を求める条約の締結

結について承認を求めるの件(閣案第五五号)審査
 報告書
 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の
 締結について承認を求めるの件(閣案第六号)審
 查報告書
 千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成さ
 れた武力紛争の際の文化財の保護に関する千九
 百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結に
 ついて承認を求めるの件(閣案第七号)審査報告
 書
 競争の導入による公共サービスの改革に関する
 法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審
 查報告書
 港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に
 関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四
 三号)審査報告書
 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
 の一部を改正する法律案(閣法第三七号)審査報
 告書
 株式会社商工組合中央金庫法案(閣法第三九号)
 審査報告書
 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
 (閣法第四〇号)審査報告書
 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法
 の一部を改正する法律案(衆第二〇号)審査報告
 書
 少年法等の一部を改正する法律案(第百六十四
 号)審査報告書
 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した
 旨の通知書を受領した。
 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する
 法律

審査報告書
 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の
 締結について承認を求めるの件
 右は全会一致をもって承認すべきものと議決し
 た。よつて要領書を添えて報告する。
 平成十九年五月二十四日
 参議院議長 扇 千景殿
 外交防衛委員長 田浦 直
 要領書
 一、委員会の決定の理由
 この条約は、武力紛争の際の文化財保護のた
 め、平時及び武力紛争の際にとる措置等につい
 て定めるものである。我が国がこの条約を締結
 することは、文化財保護の分野における国際協
 力に寄与するとの見地から有意義であると考え
 られるので、妥当な措置と認める。
 一、費用
 別に費用を要しない。

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の
 締結について承認を求めるの件
 右は本院において承認することを議決した。
 よつて国会法第八十三条により送付する。
 平成十九年五月八日
 参議院議長 扇 千景殿
 衆議院議長 河野 洋平
 第一章 保護に関する一般規定
 第一条 文化財の定義
 この条約の適用上、「文化財」とは、出所又は所
 有者のいかんを問わず、次に掲げるものをいう。
 (a) 各人民にとってその文化遺産として極めて
 重要な動産又は不動産。例えば、次のもの
 のをいう。
 建築学上、芸術上又は歴史上の記念工作
 物(宗教的なものであるか否かを問わな
 い。)
 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の
 締結について承認を求めるの件
 結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし
 書の規定に基づき、国会の承認を求める。

考古学的遺跡

全体として歴史的又は芸術的な関心の対象となる建造物群

芸術品

芸術的、歴史的又は考古学的な関心の対象となる手書き文書、書籍その他のもの

学術上の収集品、書籍若しくは記録文書の重要な収集品又はこの(a)に掲げるものの複製品の重要な収集品

(b) (a)に規定する動産の文化財を保存し、又は展示することを主要な及び実際の目的とする建造物。例えば、次のものをいう。

博物館

大規模な図書館及び記録文書の保管施設

武力紛争の際に(a)に規定する動産の文化財を収容するための避難施設

(c) (a)及び(b)に規定する文化財が多数所在する地区(以下「記念工作物集中地区」という。)

第五条 占領

第六条 文化財の識別のための表示

第七条 軍事的な措置

第八条 特別の保護

第九条 文化財の尊重

第十条 文化財の保護

第十一条 文化財の保全

第十二条 文化財の保護

第十三条 文化財の保護

第十四条 文化財の保護

第十五条 文化財の保護

第十六条 文化財の保護

第十七条 文化財の保護

第十八条 文化財の保護

第十九条 文化財の保護

第二十条 文化財の保護

第二十一条 文化財の保護

第二十二条 文化財の保護

第二十三条 文化財の保護

第二十四条 文化財の保護

第二十五条 文化財の保護

第二十六条 文化財の保護

第二十七条 文化財の保護

第二十八条 文化財の保護

いて当該抵抗運動団体の構成員の注意を喚起する。

第六条 文化財の識別のための表示

第十六条の規定に従い、文化財には、その識別を容易にするために特殊標章を付すことができると。

2 動産の文化財のための避難施設は、いかなる状況においても爆弾による損傷を受けることがないように建造されている場合には、その所在地のいかんを問わず、特別の保護の下に置くことができる。

官 報 (号 外)

は、この条約の規定に従つて、かつ、この条約の施行規則に定める条件に従つてのみ行う。

第九条 特別の保護の下にある文化財に

関する特別な取扱い

締約国は、前条6に規定する国際登録簿への登録の時から、特別の保護の下にある文化財に対する敵対行為を差し控えること及び同条5に規定する場合を除くほか当該文化財又はその周囲の軍事目的のための利用を差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保することを約束する。

第十条 識別及び管理

特別の保護の下にある文化財は、武力紛争の間、第十六条に規定する特殊標章によつて表示するものとし、この条約の施行規則に定める国際的な管理の下に置かれる。

第十一条 特別な取扱いの停止

締約国の一が特別の保護の下にあるいづれかの文化財に関して第九条の規定に基づく義務に違反する行為を行う場合には、敵対する紛争当事国は、そのような違反行為が継続する限り、当該文化財に関する特別な取扱いを確保する義務を免れる。ただし、当該敵対する紛争当事国は、可能なときはいつでも、まず、合理的な期間内に当該違反行為を中止するよう要請するものとする。

2 1に規定する場合を除くほか、特別の保護の下にある文化財に関する特別な取扱いは、やむを得ない軍事上の必要がある例外的な場合にのみ、かつ、当該軍事上の必要が継続する間に限り、停止される。当該軍事上の必要は、師団に相当する規模の兵力又は師団よりも大きい規模の兵力の指揮官のみが認定することができる。

事情が許すときはいつでも、敵対する紛争当事国は、特別な取扱いが停止される旨の決定について合理的な期間内に事前に通報を受ける。

第三章 文化財の輸送

第十二条 特別の保護の下における輸送

1 専ら文化財の移動を行う輸送は、一の領域内で行うか又は他の領域に向けて行うかを問わず、関係締約国の要請により、この条約の施行規則に定める条件に従つて特別の保護の下で行うことができる。

2 特別の保護の下における輸送については、この条約の施行規則に定める国際的な監視の下で行うものとし、第十六条に規定する特殊標章を表示する。

3 締約国は、特別の保護の下における輸送に対するいかなる敵対行為も差し控える。

第十三条 緊急の場合における輸送

締約国は、特に武力紛争が開始された時に、特定の文化財の安全のため当該文化財の移動が必要であり、かつ、事が緊急であるために前条に定める手続をとることができないと認める場合には、当該文化財について同条に定める特

ついては、特別な取扱いが明示的に認められていない場合には、特殊標章を表示することができない。

第四章 要員

1 次の(a)及び(b)については、押収、拿捕及び捕獲からの免除が与えられる。

(a) 第十二条又は前条に定める保護を受けている輸送手段

(b) 専ら(a)に規定する文化財の移動のために用いられる輸送手段

(c) この条約の施行規則に定める条件に従つて行われる文化財の輸送

1 この条の規定は、臨検及び捜索の権利を制限するものではない。

(a) 特別の保護の下に置かれていない文化財

(b) この条約の施行規則に従つて管理の任務について責任を有する者

第十五条 要員

安全保障上の利益に合致する限りにおいて、文化財の保護に従事する要員は、文化財の保護のために尊重され、また、敵対する紛争当事国の支配下に置かれた場合においても、当該要員が責任を有する文化財が同様に当該敵対する紛争当事国の支配下に置かれたときは、自己の任務を引き続き遂行することが認められる。

第五章 特殊標章

第十六条 標章の標章

1 この条約の特殊標章は、先端が下方に向かって、青色と白色とで斜め十字に四分された盾形及び当該三角形の両側を占める紺青色の三角

から成るもの)の形をしたものとする。

第六章 標章の使用

2 特殊標章は、次条に定める条件に従い、一個のみで、又は三個を三角形の形(一個の盾を下に置く)に並べて用いる。

3 特別な取扱いを停止する紛争当事国は、この条約の施行規則に規定する文化財管理官に対し、理由を明示した書面により、できる限り速やかにその旨を通報する。

第十四条 押収、拿捕及び捕獲からの免除

1 三個を並べて用いる特殊標章は、次のものを識別する手段としてのみ使用することができる。

(a) 特別の保護の下にある不動産の文化財

(b) 第十二条及び第十三条に定める条件に従つて設置される臨時の避難施設

(c) この条約の施行規則に定める条件に従つて設置される臨時の避難施設

1 三個を並べて用いる特殊標章は、次のものを識別する手段としてのみ使用することができる。

(a) 特別の保護の下に置かれていない文化財

(b) この条約の施行規則に従つて管理の任務について責任を有する者

2 一個のみで用いる特殊標章は、次のものを識別する手段としてのみ使用することができる。

(a) 特別の保護の下に置かれていない文化財

(b) この条約の施行規則に従つて管理の任務について責任を有する者

3 武力紛争の間、特殊標章の使用は、1及び2の場合を除くほか、いかなる場合においても禁止するものとし、特殊標章に類似する標識の使用は、その目的のいかんを問わず禁止する。

4 特殊標章は、締約国の権限のある当局が正当に日付を記入し、かつ、署名した許可書が同時に表示されない限り、いかなる不動産の文化財にも付することができない。

第六章 標章の適用範囲

第十八条 標章の適用

1 この条約は、平時に効力を有する規定を除くほか、二以上の締約国の中に生ずる宣言された

戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一又は二以上が戦争状態を承認するか否かを問わず、適用する。

2 この条約は、また、締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けるか否かを問わず、適用する。

3 紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国である紛争当事国は、その相互の関係においては、この条約によって引き続き拘束される。さらに、締約国である紛争当事国は、締約国でない紛争当事国がこの条約の規定を受諾する旨を宣言し、かつ、この条約の規定を適用する限り、当該締約国でない紛争当事国との関係においても、この条約によって拘束される。

第十九条 国際的性質を有しない紛争

1 締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少なくとも、この条約の文化財の尊重に関する規定を適用しなければならない。

2 紛争当事者は、特別の合意により、この条約の他の規定の全部又は一部を実施するよう努める。

3 国際連合教育科学文化機関は、その役務を紛争当事者に提供することができる。

4 1から3までの規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第七章 条約の実施

第二十条 条約の施行規則

この条約を適用するための手続は、この条約の不可分の一部を成す施行規則に定める。

この条約及びその施行規則は、紛争当事国の利益の保護について責任を有する利益保護国協力を得て適用する。

第二十二条 調停手続

1 利益保護国は、文化財の保護のために有益と認めるすべての場合、特に、この条約又はその施行規則の適用又は解釈に関して紛争当事国たる締約国間で意見の相違がある場合には、あっせんを行う。

2 このため、各利益保護国は、一の締約国若しくは国際連合教育科学文化機関事務局長からの要請により又は自己の発意により、紛争当事国たる締約国に対し、それぞれの代表者、特に文化財の保護について責任を有する当局が、適当と認められる場合には適切に選ばれた中立の地域において、会合するよう提案することができると認められた会合の提案に従わなければならない。利益保護国は、紛争当事国たる締約国に対し、その承認を求めるため、中立国に属する者又は同事務局長から提示された者であつて当該会合に議長の資格で参加するよう招請されるものを提案する。

3 このため、各利益保護国は、一の締約国若しくは国際連合教育科学文化機関事務局長からの要請により又は自己の発意により、紛争当事国たる締約国に対し、それぞれの代表者、特に文化財の保護について責任を有する当局が、適当と認められる場合には適切に選ばれた中立の地域において、会合するよう提案することができると認められた会合の提案に従わなければならない。利益保護国は、紛争当事国たる締約国に対し、その承認を求めるため、中立国に属する者又は同事務局長から提示された者であつて当該会合に議長の資格で参加するよう招請されるものを提案する。

第二十五条 条約の周知

1 締約国は、別個に規定を設けることを適當と認めるすべての事項について、特別の協定を締結することができる。

2 この条約が文化財及びその保護に従事する要員に与える保護の程度を弱めることとなる特別の協定は、締結することができない。

第二十六条 訳文及び報告

1 締約国は、国際連合教育科学文化機関事務局長を通じて、この条約及びその施行規則の公定訳文を相互に送付する。

最終規定

第二十七条 会合

1 締約国は、また、この条約及びその施行規則を実施するために自国政府がとり、準備し、又は計画する措置に関する情報であつて適当と認めるすべてのものを提供する報告を、少なくとも四年に一回国際連合教育科学文化機関事務局长に提出する。

第二十八条 制裁

1 締約国は、この条約に違反し、又は違反するよう命じた者について、国籍のいかんを問わず、訴追し、及び刑罰又は懲戒罰を科するため、自国の通常の刑事管轄権の枠組みの中で、必要なすべての措置をとることを約束する。

第二十九条 用語

1 この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

2 国際連合教育科学文化機関は、同機関の総会のその他の公用語によるこの条約の訳文を作成するための措置をとる。

第三十条 署名

この条約は、千九百五十四年五月十四日の日付を有するものとし、千九百五十四年四月二十一日から五月十四日までハーフで開催された会議に招請されたすべての国による署名のために千九百五十四年十二月三十一日まで開放しておく。

会合を招集することができる。同事務局長は、締約国の少なくとも五分の一が要請する場合には、そのような会合を招集しなければならない。

2 この会合は、また、締約国の過半数が代表を出席させている場合には、第三十九条の規定に従い、この条約又はその施行規則の改正を行うことができる。

第二十四条 特別の協定

1 締約国は、別個に規定を設けることを適當と認めるすべての事項について、特別の協定を締結することができる。

2 この条約が文化財及びその保護に従事する要員に与える保護の程度を弱めることとなる特別の協定は、締結することができない。

第二十五条 条約の周知

1 締約国は、別個に規定を設けることを適當と認めるすべての事項について、特別の協定を締結することができる。

2 この条約が文化財及びその保護に従事する要員に与える保護の程度を弱めることとなる特別の協定は、締結することができない。

第二十六条 訳文及び報告

1 締約国は、国際連合教育科学文化機関事務局長を通じて、この条約及びその施行規則の公定訳文を相互に送付する。

最終規定

第二十七条 会合

1 締約国は、また、この条約及びその施行規則を実施するために自国政府がとり、準備し、又は計画する措置に関する情報であつて適当と認めるすべてのものを提供する報告を、少なくとも四年に一回国際連合教育科学文化機関事務局长に提出する。

第二十八条 制裁

1 締約国は、この条約に違反し、又は違反するよう命じた者について、国籍のいかんを問わず、訴追し、及び刑罰又は懲戒罰を科するため、自国の通常の刑事管轄権の枠組みの中で、必要なすべての措置をとることを約束する。

第二十九条 用語

1 この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

2 国際連合教育科学文化機関は、同機関の総会のその他の公用語によるこの条約の訳文を作成するための措置をとる。

第三十条 署名

この条約は、千九百五十四年五月十四日の日付を有するものとし、千九百五十四年四月二十一日から五月十四日までハーフで開催された会議に招請されたすべての国による署名のために千九百五十四年十二月三十一日まで開放しておく。

官 報 (号 外)

長からの要請により、国際連合憲章第二百二十二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

一千九百五十四年五月十四日にハーヴィングで、本書一通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第三十条及び第三十二条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の施行規則

第一条 国際的な名簿

国際連合教育科学文化機関事務局長は、この条約が効力を生じたときは、文化財管理官の任務を遂行する能力を有する者として締約国が指名するすべての者から成る国際的な名簿を作成する。この名簿は、同事務局長の発意により、締約国が行う要請に基づき定期的に改定する。

第二条 管理のための機関
いづれかの締約国が、条約第十八条の規定の適用を受ける武力紛争に巻き込まれたときは、

(a) 当該締約国は、自國の領域内に所在する文
化財についての代表者一人を直ちに任命する
ものとし、他の國の領域を占領している場合には、その占領している領域内に所在する文
化財についての特別の代表者一人を直ちに任
命する。

(b) 当該締約国と紛争状態にあるいづれかの国

に代わって行動する利益保護国は、次条の規定に従い、当該締約国に派遣する代表を直ちに任命する。

(c) 一人の文化財管理官が、第四条の規定に従い、当該締約国のために直ちに任命される。

第三条 利益保護国の代表の任命

利益保護国は、自國の外交職員若しくは領事職員の中から又は派遣先の國の承認を得てその他の者の中から、その代表を任命する。

第四条 文化財管理官の任命

1 文化財管理官は、当該文化財管理官の派遣先の国及びこれと敵対する紛争当事国に代わって行動する利益保護国との合意により、第一条に規定する国際的な名簿から選定する。

2 1に規定する国は、文化財管理官の選定に関する討議の開始の日から三週間以内に合意に達することができなかつた場合には、国際司法裁判所長に対し文化財管理官を任命するよう要請するものとし、当該文化財管理官は、自己の派遣先の国がその任命を承認するまでは、任務を開始してはならない。

第五条 利益保護国の代表の任務
利益保護国は、この条約に違反する行為に留意し、自己の派遣先の國の承認を得てそのような違反行為が行われた事情について調査し、当該違反行為の中止を確保するために現地で申入れを行い、及び必要な場合には当該違反行為について文化財管理官に通報する。利益保護国は、その活動を文化財管理官に常時通報する。

第六条 文化財管理官の任務

1 文化財管理官は、自己の派遣先の國の代表者及び関係する利益保護国との協議により又は当該代表との協議の後に、当該文化財管理官の派遣先の国に対し、その承認を得るため、特定の任務を有する文化財のための査察員を推薦する。査察員は、文化財管理官に対してのみ責任を負う。

2 文化財管理官、利益保護国との代表及び査察員は、専門家の役務を利用することができるものとし、当該専門家についても、1に規定する派遣先の国に対し、その承認を得るために推薦される。

の条約の適用に関して付託されるすべての事項を取り扱う。

2 文化財管理官は、この施行規則に定める場合において、決定及び任命を行う権限を有する。

3 文化財管理官は、自己の派遣先の國の同意を得て、調査を命じ、又は自ら調査を行う権利を有する。

4 文化財管理官は、紛争当事国又はその利益保護国に対し、この条約の適用について有用と認める申入れを行う。

第九条 利益保護国による代理

紛争当事国が利益保護国による代理を受けない場合又は当該利益を受けなくなつた場合は、中立国は、第四条に定める手続に従つて行われる文化財管理官の任命に関する利益保護国との任務を遂行するよう要請されることがある。このよ

うにして任命された文化財管理官は、必要な場合には、この施行規則に定める利益保護国との代表の任務を査察員に委任する。

5 文化財管理官は、この条約の適用について必要な報告書を作成し、並びにこれを関係国及びその利益保護国に送付する。文化財管理官は、この報告書の写しを国際連合教育科学文化機関事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その技術的内容のみを利用することができる。

6 文化財管理官は、利益保護国がない場合には、条約第二十一条及び第二十二条に定める利益保護国との任務を遂行する。

第七条 査察員及び専門家

1 文化財管理官は、必要と認めるときはいつでも、関係する利益保護国との代表の要請により又は当該代表との協議の後に、当該文化財管理官の派遣先の国に対し、その承認を得るため、特定の任務を有する文化財のための査察員を推薦する。査察員は、文化財管理官に対してのみ責任を負う。

2 文化財管理官、利益保護国との代表及び査察員は、専門家の役務を利用することができるものとし、当該専門家についても、1に規定する派遣先の国に対し、その承認を得るために推薦される。

第十条 費用

文化財管理官、査察員及び専門家の報酬並びにこれらの者に係る費用については、これらの者の派遣先の国が負担する。利益保護国との代表の報酬及び当該代表に係る費用については、利益保護国と当該利益保護国が利益を保護する国との間で合意するところによる。

第二章 特別の保護

1 いづれの締約国も、武力紛争の間ににおいて、予見されなかつた事情のため臨時の避難施設を設置することとなり、かつ、当該臨時の避難施設を特別の保護の下に置くことを希望する場合には、その旨を自國に派遣された文化財管理官に直ちに通報する。

第八条 管理の任務の遂行
文化財管理官、利益保護国との代表、査察員及び専門家は、いかなる場合にも、その権限を超えてはならない。特に、これらの者は、自己の派遣先の締約国が安全上の必要を考慮するものとし、また、あらゆる場合において、当該締約国が通報する軍事的状況の要請するところに従つて行動する。

2 文化財管理官は、予見されなかつた事情及び臨時の避難施設に収容される文化財の重要性によりこのような措置が正当化されると認める場合には、条約第十六条に規定する特殊標章を当該臨時の避難施設に表示することを締約国に認めることができる。文化財管理官は、そのような決定を関係する利益保護国の代表に遅滞なく通報するものとし、当該代表は、特殊標章を直ちに撤去することを三十日の期間内に命ずることができる。

3 文化財管理官は、臨時の避難施設が条約第八条に定める条件を満たしていると認める場合において、関係する利益保護国の代表が同意を表明したときは直ちに、又は当該代表のいずれも反対することなく2に規定する三十日の期間が満了したときは、当該臨時の避難施設を特別の保護の下にある文化財の国際登録簿に登録するよう国際連合教育科学文化機関事務局長に要請する。

第十二条 特別の保護の下にある文化財

の国際登録簿

- 1 「特別の保護の下にある文化財の国際登録簿」(以下「国際登録簿」という。)を作成する。
- 2 国際連合教育科学文化機関事務局長は、国際登録簿を維持する。同事務局長は、その写しを国際連合事務総長及び締約国に送付する。
- 3 国際登録簿は、締約国の国名ごとに区分する。それぞれの区分は、「避難施設」、「記念工作物集中地区」及び「その他の不動産の文化財」の表題を付した三つの段落に細分する。国際連合教育科学文化機関事務局長は、それぞれの区分に含まれるべき内容について詳細を定める。

1 いづれの締約国も、国際連合教育科学文化機関事務局長に対し、自國の領域内に所在する特定の避難施設、記念工作物集中地区又はその他不動産の文化財を国際登録簿に登録するための申請書を提出することができる。この申請書は、これらの文化財の所在地に関する記述を含むものとし、当該文化財が条約第八条の規定に合致するものであることを証明する。

2 占領が行われる場合には、占領国が1の申請を行なうことができる。

3 国際連合教育科学文化機関事務局長は、遅滞なく、登録の申請書の写しを各締約国に送付する。

第十四条 異議

1 いづれの締約国も、国際連合教育科学文化機関事務局長にあてた書簡により、国際登録簿への文化財の登録について異議を申し立てることができ。この書簡は、同事務局長が登録の申請書の写しを送付した日から四箇月以内に同事務局長により受領されなければならない。

の書簡を受領した日から六箇月の期間内に、異議を申し立てた締約国から当該異議を撤回したこと

旨の通報を受領しない場合には、登録の申請を行なった締約国は、7に定める手続に従つて仲裁を要請することができる。

6 国際連合教育科学文化機関事務局長が、異議の書簡を受領した日から六箇月の期間内に、異議を申し立てた締約国から当該異議を撤回した旨の通報を受領しない場合には、登録の申請を行なった締約国は、7に定める手続に従つて仲裁を要請することができる。

7 仲裁の要請は、国際連合教育科学文化機関事務局長が異議の書簡を受領した日の後一年を経過した後は、行つてはならない。双方の紛争当事国は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。一方の登録の申請に対し二以上の異議が申し立てられた場合には、異議を申し立てた締約国は、合意により、一人の仲裁人を任命する。これらの二人の仲裁人は、第一条に規定する国際的な名簿から裁判長となる仲裁人を選定する。当該二人の仲裁人が裁判長となる仲裁人の選定について合意することができないときは、裁判長となる仲裁人の任命を国際司法裁判所長に要請するものとし、この場合には、裁判長となる仲裁人

第十三条 登録の申請

1 いづれの締約国も、国際連合教育科学文化機関事務局長に対し、自國の領域内に所在する特

約国に對し、その異議を撤回させるため、必要と認める申入れを行うことができる。

8 各締約国は、自國が當事者である紛争が生じたときはいつでも、7に定める仲裁手続の適用を希望しないことを宣言することができる。この場合には、登録の申請に対する異議は、国際連合教育科学文化機関事務局長により締約国に送付される。この異議は、投票する締約国が三分の二以上の多数による議決で決定する場合のみ、承認される。投票は、同事務局長が条約第廿七条の規定により自己に与えられた権限に基づいて会合を招集することが不可欠であると認める場合を除くほか、通信によって行う。

同事務局長は、通信による投票を行なうこととする場合には、締約国に対し、封印した書簡により、同事務局長による要請が行われた日から六箇月以内に自國の票を送付するよう要請する。

第十五条 登録

1 国際連合教育科学文化機関事務局長は、前条

1に規定する期間内に異議を受領しなかつた場合には、登録の申請が行われた文化財について、一連の番号を各物件に付して国際登録簿に登録されるようしなければならない。

2 异議が申し立てられた場合には、前条5の規定の適用を妨げることなく、国際連合教育科学文化機関事務局長は、当該異議が撤回されたとき又は同条7若しくは8に定める手続により承認されなかつたときにのみ、文化財を国際登録簿に登録する。

3 第十一条3の規定を適用する場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、文化財管理官の要請により、文化財を国際登録簿に登録する。

4 国際連合教育科学文化機関事務局長は、国際登録簿への各登録に係る認証謄本を、国際連合事務総長、締約国並びに登録を申請している国の要請がある場合には、条約第三十条及び第三十二条に規定する他のすべての国に遅滞なく送付する。登録は、当該認証謄本の発送の後三十日で効力を生ずる。

第十六条 取消し

1 国際連合教育科学文化機関事務局長は、次いぢれかの場合には、いかなる文化財の登録も取り消されるようにならなければならない。

(a) 当該文化財が領域内に所在する締約国の要請がある場合

(b) 登録を申請した締約国が条約を廃棄し、かつ、その廃棄が効力を生じた場合

(c) 第十四条5に定める特別な場合において、同条7又は8に定める手続により異議が承認されたとき。

2 国際連合教育科学文化機関事務局長は、登録の取消しに係る認証謄本を国際連合事務総長及び国際登録簿への登録に係る謄本を受領したすべての国に遅滞なく送付する。登録の取消しは、当該認証謄本の発送の後三十日で効力を生ずる。

第三章 文化財の輸送

第十七条 特別な取扱いを受けるための手続

1 条約第十二条1に規定する要請は、文化財管

理官に対して行う。要請書には、要請の基礎となる理由を記載し、並びに移動する物件の概数及び重要性、要請の時点における当該物件の所在地及び当該時点において予定されている移動先、使用する輸送手段、移動の経路、移動の予定日その他の関連情報を明記する。

2 文化財管理官は、適当と認める意見を聴取し、た後1の移動を正当と認める場合には、当該移動を実施するために予定されている措置につき、関係する利益保護国の代表と協議する。文化財管理官は、この協議の後、関係する紛争当事国に対し、当該移動について通報(すべての有用な情報を含むもの)を行う。

3 文化財管理官は、要請書に記載された文化財のみが移動されること及び当該文化財の輸送が承認された方法によって行われ、かつ、特殊標章を表示していることを確認する一人又は二人以上の査察員を任命する。査察員は、目的地まで当該文化財に同行する。

第十八条 国外への輸送

特別の保護の下における移動が他の国の領域に向かって行われる場合には、当該移動は、条約第十二条の規定及び前条の規定に加え、次の(a)から(d)までの規定によつても規律される。

(a) 文化財が当該他の国の領域内に所在する間、当該他の国は、当該文化財の受寄者とするものとし、当該文化財について、同等の重要性を有する自国の文化財に対する場合と同

請された日から六箇月以内に行う。

(c) 各種の移動の業務を行うに際し、文化財が当該他の国の領域内にある場合には、当該文化財は、寄託者及び受寄者のいずれによつても、没収され、又は処分されではならない。

ただし、当該文化財の安全のために必要とする場合には、受寄者は、寄託者の同意を得て、この条に定める条件に従い、当該文化財を第二国に輸送することができる。

(d) 特別の保護に係る要請書には、自国の領域に向けた文化財が移動される国がこの条の規定を受諾していることを明記する。

第十九条 占領地域

他の締約国が文化財を当該領域内の他の場所にある避難施設に移動する場合には、第十七条に定める手続に従うことができるときであつても、その移動は、条約第四条に規定する権限には該当しないものとする。ただし、文化財管理官が、通常の管理者と協議した後、当該移動が諸事情により必要とされていることを書面で証明することを条件とする。

第四章 特殊標章

第二十条 標章の取付け

1 特殊標章の配置及び特殊標章の視認性の程度は、締約国のある当局の裁量にゆだねられる。特殊標章は、旗又は腕章に表示することができる、また、物件上に描き、又は他の適切な形態で表示することができる。

2 もつとも、特殊標章は、武力紛争に際して程度の注意をもつて管理を行う。

(b) 受寄者たる国は、紛争が終了した場合にのみ文化財を返還する。返還は、その返還が要

く、昼間において上空及び地上から明確に視認することができるよう輸送車両の上に配置する。特殊標章は、次の条件を満たすものとし、地上から視認することができるものでなければならぬ。

(a) 特別の保護の下にある記念工作物集中地区については、その外縁を明確に示すために十分な一定の間隔で配置すること。

(b) 特別の保護の下にあるその他の不動産の文化財については、その入口に配置すること。

第二十二条 要員の識別

1 条約第十七条2(b)及び(c)に規定する者は、権限のある当局が発給し、かつ、その印章を押した腕章であつて特殊標章を表示したものを見用することができる。

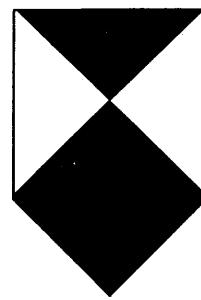
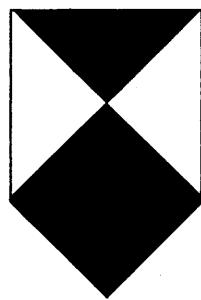
2 1に規定する者は、特殊標章を表示した特別の身分証明書を携帯する。この身分証明書には、所持者の氏名、生年月日、組織上の名称又は階級及び職務を記載する。この身分証明書には、所持者の写真及び署名若しくは指紋又はその双方を表示するものとし、権限のある当局の浮出印を押す。

第二十三条 締約国は、この施行規則に例として附属する

ひな型に倣つて、自国の身分証明書の様式を作成する。締約国は、自國が使用する様式の見本を相互に送付する。身分証明書は、可能な場合には、少なくとも二通作成するものとし、そのうちの一通は、これを発行した国が保管する。

4 1に規定する者は、正当な理由なくして、身分証明書を奪われず、また、腕章を着用する権利をはく奪されない。

表面



身分証明書

文化財の保護に従事する要員用

姓 _____

名 _____

生年月日 _____

組織上の名称又は階級 _____

職務 _____

上記の者は、千九百五十四年五月十四日の武力紛争の

際の文化財の保護に関するハーグ条約の規定に基づき、

この証明書を所持する。

発行年月日

証明書番号

裏面

所持者の
写真

所持者の署名若し
くは指紋又はその
双方

この証明書を
発給する当局
の浮出印

身長

眼の色

頭髪の色

その他の特徴

官 報 (号 外)

審查報告書

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書
の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

の締結について承認を求めるの件

平成十九年五月二十四日

外交防衛委員長
田浦直
參議院議長
千景殿
扇

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、武力紛争の際の文化財保護のため、占領地域からの文化財流出を防止すること等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認め
る。

費用別

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書
の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 河野洋平
千景殿

平成十九年五月八日

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定
書の締結について承認を求めるの件

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の

平成十九年五月二十五日 参議院会議録第二十九号

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件

		締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。
		武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書
	I	締約国は、次のとおり協定した。
1		締約国は、一千九百五十四年五月十四日にハーグで署名された武力紛争の際の文化財の保護に関する条約第一条に定義する文化財が、武力紛争の際に自國が占領した地域から輸出されることを防止することを約束する。
2		締約国は、占領地域から直接又は間接に自國の領域内に輸入される文化財を管理することを約束する。この管理は、文化財が輸入された時に自動的に行い、又は自動的に行うことができない場合には当該占領地域の当局からの要請により行う。
3		締約国は、自國の領域内にある文化財であつて1に定める原則に違反して輸出されたものを、敵対行為の終了の際に、從前に占領された地域の権限のある当局に返還することを約束する。このような文化財は、戦争の賠償として留置してはならない。
4		自國が占領した地域から文化財が輸出されることを防止する義務を負つていた締約国は、3の規定に従つて返還されなければならない文化財の善意の所持者に対して補償を行う。
5		締約国の領域を出所とする文化財であつて武力紛争による危険からの保護を目的として当該締約国により他の締約国の中の領域内に寄託された
6		この議定書は、一千九百五十四年五月十四日の日付を有するものとし、一千九百五十四年四月二十一日から五月十四日までハーグで開催された会議に招請されたすべての国による署名のため一千九百五十四年十二月三十一日まで開放しておく。
7(a)	(a)	この議定書は、署名国により、それぞれ自己の憲法上の手続に従つて批准されなければならぬ。
7(b)	(b)	批准書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。
8		この議定書は、その効力発生の日から、6に規定する国であつてこの議定書に署名しているすべてのもの及び国際連合教育科学文化機関の執行委員会によりこの議定書に加入するよう招請される他のすべての国による加入のために開放しておく。加入は、同機関事務局長に加入書を寄託することによって行う。
9		6及び8に規定する国は、署名、批准又は加入の際に、Iの規定に拘束されないこと又はIIの規定に拘束されないことを宣言することができる。
10(a)	(a)	この議定書は、五の国の批准書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。
10(b)	(b)	この議定書は、その後は、各締約国について、その批准書又は加入書の寄託の後三箇月
11(a)	(a)	この議定書の効力発生の日にこの議定書の締約国である国は、当該効力発生の日の後六箇月以内に、この議定書の効果的な適用を確保するため必要なすべての措置をとる。
11(b)	(b)	(a)に規定する期間は、この議定書の効力発生の日の後に批准書又は加入書を寄託する国については、批准書又は加入書の寄託の日の後六箇月とする。
12		いずれの締約国も、批准若しくは加入の際に又はその後いつでも、国際連合教育科学文化機関事務局長にあたる通告により、自國が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの議定書を適用することを宣言することができる。この通告は、その受領の日の後三箇月で効力を生ずる。
13(a)	(a)	締約国は、自國について、又は自國が国際関係について責任を有する領域について、この議定書を廃棄することができる。
13(b)	(b)	廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。
13(c)	(c)	廃棄は、廃棄書の受領の後一年で効力を生ずる。ただし、廃棄を行つ締約国がこの期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、廃棄は、敵対行為の終了の時又は文化財の返還に関する業務が完了する時のいずれか遅い時まで効力を生じない。
14		始前又は開始後に行つた批准又は加入は、直ちに効力を生ずる。この場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、14に規定する通報を最も速やかな方法で送付する。
III		おいて、紛争当事国が敵対行為又は占領の開始後に行つた批准又は加入は、直ちに効力を生ずる。この場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、14に規定する

び8に規定する国並びに国際連合に対し、7、8及び15に規定するすべての批准書、加入書及び受諾書の寄託並びに12及び13にそれぞれ規定する通告及び廃棄を通報する。

15 (a) この議定書は、三分の一を超える締約国から改正の要請があつたときは、改正することができる。

(b) 国際連合教育科学文化機関事務局長は、

(a) の目的のための会議を招集する。

(c) この議定書の改正は、会議に代表を出席させた締約国が全会一致で採択し、かつ、各締約国が受諾した後においてのみ効力を生ずる。

(d) (b)及び(c)に規定する会議で採択されたこの議定書の改正の締約国による受諾は、正式の文書を国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託することによって行う。

(e) この議定書の改正が効力を生じた後は、改正された議定書のみを批准又は加入のために開放しておく。

この議定書は、国際連合教育科学文化機関事務局長からの要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百五十四年五月十四日にハーグで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機関に寄託するものとし、その認証謄本は、6及び8に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

審査報告書

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月二十四日

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求める件

成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求める件

定書の締結について承認を求める件

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求める件

定書の締結について承認を求める件

ることを確認して、

次のとおり協定した。

第一章 序

第一条 定義

この議定書の適用上、

(a) 「締約国」とは、この議定書の締約国をいう。

(b) 「文化財」とは、条約第一条に定義する文化財をいう。

(c) 「条約」とは、千九百五十四年五月十四日に成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書をいう。

(d) 「条約締約国」とは、条約の締約国をいう。

(e) 「強化された保護」とは、第十条及び第十一條に定める強化された保護の制度をいう。

(f) 「軍事目標」とは、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であつて、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものをいう。

(g) 「不法な」とは、強制的な手段又はその他の手段により、被占領国の国内法又は国際法の適用可能な規則に違反することをいう。

(h) 「一覧表」とは、第二十七条(b)の規定に従つて作成される強化された保護の下にある文化財の国際的な一覧表をいう。

(i) 「事務局長」とは、国際連合教育科学文化機関事務局長をいう。

(j) 「ユネスコ」とは、国際連合教育科学文化機関をいう。

(k) 「第一議定書」とは、千九百五十四年五月十

四日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書をいう。

報 (号外)

官

該文化財を管理する締約国がそのような利用を行わないことを確認する旨の宣言を行つてること。

第十一章 強化された保護の付与

うとする文化財を記載した表を第二十四条に規定する委員会に提出するものとする。

又はこれを管理する締約国は、当該文化財を第二十七条1(b)の規定に従つて作成される一覧表に記載することを要請することができる。この要請には、前条に定める基準に関連するすべての必要な情報を含める。第二十四条に規定する委員会は、締約国に対し、当該文化財が一覧表に記載されることを要請するよう促すことがで

ヨーロッパの外語を有する他の諸國

ノン・ゴルト国際委員会及びその他の非政府機関は、特定の文化財を第二十四条に規定する委員会に推薦することができる。このような場合には、当該委員会は、第一回目へ

には、当該委員会は、総額に對し一覽表へ
の當該文化財の記載を要請するよう促すことを
決定することができる。

以上の国が主権若しくは管轄権を主張して
いる領域内に所在する文化財を一覧表に記載す

ることを要請すること又は当該文化財を一覧表に記載することは、そのような紛争の当事者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

9 紛争当事国たる締約国は、敵対行為の開始に際し、自國が管轄権を有し、又は管理する文化財について強化された保護の付与を要請することを第二十四条に規定する委員会に通報すること	10 紛争当事国たる締約国は、強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすることを差し控えること及び軍事活動を支援するための当該文化財又はその隣接する周囲のいかなる利用も差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保する。
8 例外的な場合には、第二十四条に規定する委員会は、一覧表への文化財の記載を要請してい	11 事務局長は、国際連合事務総長及びすべての締約国に対し、第二十四条に規定する委員会による一覧表に文化財を記載する旨の決定の通報を遅滞なく送付する。
7 強化された保護を付与し、又は付与しない旨の決定は、前条に定める基準に基づいてのみ行うことができる。	12 第十二条 強化された保護の下にある文化財に関する特別な取扱い
6 第二十四条に規定する委員会は、一覧表への記載の要請について決定を行うに当たり、政府機関及び非政府機関並びに個人の専門家の助言を求めるものとする。	13 強化された保護は、前条(a)及び(c)の基準が満たされているときは、強化された保護を付与するための正規の手続による結果が出るまでの間、暫定的な強化された保護を付与することができる。

(a) 強化された保護が、次条の規定に基づいて停止され、又は取り消される場合

(b) 当該文化財が、その利用により軍事目標となつてゐる場合

1(b)の状況においては、1の文化財は、次のすべての条件を満たす場合に限り、攻撃の対象とすることができる。

(a) 当該攻撃が、1(b)に規定する利用を終了させたための唯一の実行可能な手段であること。

(b) 攻撃の手段及び方法の選択に当たっては、1(b)に規定する利用を終了させるため、及び当該文化財の損傷を防止し、又は少なくとも最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること。

(c) 緊急の自衛上の必要のため状況によりやむを得ない場合を除くほか、

(i) 当該攻撃が、最も上級の作戦上の指揮機関により命令されること。

(ii) 1(b)に規定する利用を終了することを要請する効果的な事前の警告が、敵対する兵力に對して發出されること。

(iii) 事態を是正するための合理的な期間が、敵対する兵力に与えられること。

第十四条 強化された保護の停止及び取を取り消すことができる。

官報(号外)

2 第二十四条に規定する委員会は、強化された保護の下にある文化財に関し、軍事活動を支援するための当該文化財の利用により第十二条の規定に対する著しい違反が生じている場合には、強化された保護を停止することができる。

当該委員会は、当該違反が継続する場合には、例外的に、当該文化財を一覧表から削除することにより強化された保護を取り消すことができる。

3 事務局長は、国際連合事務総長及びすべての締約国に対し、第二十四条に規定する委員会による強化された保護を停止し、又は取り消す旨の決定の通報を遅滞なく送付する。

4 第二十四条に規定する委員会は、3に規定する決定を行う前に、締約国に対し、その意見を表明するための機会を与える。

第四章 刑事上の責任及び裁判権

第十五章 この議定書の著しい違反

- 故意に、かつ、条約又はこの議定書に違反して行われる次のいずれの行為も、この議定書上の犯罪とする。
- 強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすること。
- 強化された保護の下にある文化財又はその隣接する周囲を軍事活動を支援するために利用すること。
- 条約及びこの議定書により保護される文化財の広範な破壊又は微発を行うこと。
- 条約及びこの議定書により保護される文化財を攻撃の対象とすること。
- 条約により保護される文化財を盗取し、略奪し若しくは横領し、又は損壊すること。

2 締約国は、この条に規定する犯罪を自国の国

内法上の犯罪とするため、及びこのような犯罪について適切な刑罰を科すことができるよう

にするため、必要な措置をとる。締約国は、そ

のような措置をとるに当たり、法的一般原則及び国際法（行為を行った者以外の者に対し

ても個人の刑事上の責任を課す規則を含む。）

に従う。

第十六条 裁判権

1 2の規定の適用を妨げることなく、締約国は、次の場合において前条に規定する犯罪につ

いての自国の裁判権を設定するため、必要な立法上の措置をとる。

2 犯罪が自国の領域内で行われる場合

(a) 容疑者が自国の国民である場合

(b) 同条1(a)から(c)までに規定する犯罪につ

ては、容疑者が自国の領域内に所在する場合

(c) この議定書の適用を妨げることなく、

2 裁判権の行使に関し、条約第二十八条の規定

によつては、容疑者が自国の領域内に所在する場合

(a) この議定書は、適用可能な国内法及び国際

法に基づき個人が刑事上の責任を負うこと又

は裁判権が行使されることを妨げるものではなく、また、国際慣習法に基づく裁判権の行

使に影響を及ぼすものでもない。

(b) 締約国でない国が第三条2の規定に従つて

この議定書の規定を受諾し、かつ、適用すること。

(c) 条約及びこの議定書により保護される文化

財の広範な破壊又は微発を行うこと。

(d) 条約及びこの議定書により保護される文化

財を攻撃のこと。

(e) 条約により保護される文化財を盗取し、略

奪し若しくは横領し、又は損壊すること。

び国民を引き渡す義務を課するものではない。

第十七条 訴追

1 締約国は、第十五条1(a)から(c)までに規定する犯罪の容疑者が自国の領域内に所在すること

が判明した場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、いかなる例外もなしに、かつ、不適に遅滞することなく、国内法による手続又は適用可能な国際法の関連規則による手続を通じて、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

2 適用可能な国際法の関連規則の適用を妨げることなく、自己につき条約又はこの議定書に関連して訴訟手続がとられているいずれの者も、当該訴訟手続のすべての段階において国内法及び国際法に従つて公正な取扱い及び公正な裁判を保障され、かつ、いかなる場合においても、国際法に定める保障よりも不利な保障が与えられないことはない。

3 条約の存在を犯人引渡しの条件としない締約国は、犯人引渡しの請求を受けた締約国の法令に定める条件に従い、相互間で、第十五条1(a)から(c)までに規定する犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第十五条1(a)から(c)までに規定する犯罪は、締約国間の犯人引渡しに関しては、必要な場合には、当該犯罪が発生した場所においてのみ定した締約国の領域内においても行われたものとみなされる。

5 第十九条 法律上の相互援助

1 締約国は、第十五条に規定する犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助（これら

の手続に必要であり、かつ、自國が提供することのできる証拠の収集に係る援助を含む。）を与える。

2 締約国は、相互間に法律上の相互援助に関する条約又は他の取扱が存在する場合には、当該

条約又は他の取扱に合致するよう、1に定める義務を履行する。締約国は、そのような条約又は取扱が存在しない場合には、国内法に従つて相互に援助を与える。

第十八条 犯罪人引渡し

1 第十五条1(a)から(c)までに規定する犯罪は、この議定書が効力を生ずる前に締約国間に存在する犯罪人引渡し条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間でその後締結されるすべての犯罪人引渡し条約にこれらの犯罪を引渡犯

罪として含めることを約束する。

2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自國との間に犯罪人引渡し条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの議定書を第十五条1(a)から(c)までに規定する犯罪に関する犯罪人引渡

しのための法的根拠とみなすことができる。

3 条約の存在を犯人引渡しの条件としない締約国は、犯人引渡しの請求を受けた締約国の

法律に定める条件に従い、相互間で、第十五条1(a)から(c)までに規定する犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第二十条 拒否の理由

1 第十五条1(a)から(c)までに規定する犯罪につ

いては、犯罪人引渡しに関し、また、同条に規定する犯罪については、法律上の相互援助に関する

政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪とみなしてはならない。

したがつて、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯

罪又は政治的な動機による犯罪に關係すること

<p>官 報 (号 外)</p> <p>のみを理由として、同条1(a)から(c)までに規定する犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は同条に規定する犯罪に関する法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。</p> <p>2 この議定書のいかなる規定も、第十五条规定から(c)までに規定する犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は同条に規定する犯罪に関する法律上の相互援助の要請を受けた締約国が、これらの請求若しくは要請が人種、宗教、国籍、民族的出身若しくは政治的意見を理由としてこれららの請求若しくは要請の対象となる者を訴追し若しくは処罰するために行われたと信じ、又はこれらの請求若しくは要請に応すことによりその者の地位がこれららの理由によつて害されると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合には、引渡しを行い、又は法律上の相互援助を与える義務を課すものと解してはならない。</p> <p>第二十一条 他の違反に関する措置</p> <p>条約第二十八条の規定の適用を妨げることなく、締約国は、故意に行われる次の行為を抑止するため必要な立法上、行政上又は懲戒上の措置をとる。</p> <p>(a) 条約又はこの議定書に違反する文化財の利用</p> <p>(b) 条約又はこの議定書に違反して行われる占領地域からの文化財の不法な輸出、その他の移動又は所有権の移転</p> <p>第五章 國際的性質を有しない武力紛争における文化財の保護</p> <p>第二十二条 國際的性質を有しない武力紛争</p> <p>1 この議定書は、締約国の一の領域内に生ずる</p>	<p>国際的性質を有しない武力紛争の場合について適用する。</p> <p>2 この議定書は、暴動、独立の又は散發的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しない。</p> <p>3 この議定書のいかなる規定も、国の主権又は、あらゆる正当な手段によつて、国の法及び秩序を維持し若しくは回復し若しくは国の統一を維持し及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすことを目的として援用してはならない。</p> <p>4 この議定書のいかなる規定も、国際的性質を有しない武力紛争が領域内で生ずる締約国の第十五条に規定する違反行為に対する第一次の裁判権を害するものではない。</p> <p>5 この議定書のいかなる規定も、武力紛争が生じている締約国の領域における当該武力紛争又は武力紛争が生じている締約国 국내問題若しくは対外的な問題に直接又は間接に介入することを、その介入の理由のいかんを問わず、正当化するために援用してはならない。</p> <p>6 1に規定する事態へのこの議定書の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。</p> <p>7 ユネスコは、その任務を紛争当事者に提供することができる。</p> <p>第六章 組織に関する事項</p> <p>第二十三条 締約国会議</p> <p>1 締約国会議は、ユネスコの総会と同時に、かつて、条約締約国が事務局長により招集された場合には当該条約締約国との会合と調整の</p>
<p>上、開催される。</p> <p>2 締約国会議は、その手続規則を採択する。</p> <p>3 締約国会議は、次の任務を有する。</p> <p>(a) 次条に規定する委員会の構成国を同条1の規定に従つて選出すること。</p> <p>(b) 次条に規定する委員会が第二十七条1(a)の規定に従つて作成する指針を承認すること。</p> <p>(c) 次条に規定する基金の利用について、指針を提供し、及び監督すること。</p> <p>(d) 次条に規定する委員会による第二十九条に規定に従つて提出する報告書を審議すること。</p> <p>(e) この議定書の適用に関連するあらゆる問題を討議し、及び適当な場合には勧告を行うこと。</p> <p>4 事務局長は、締約国の中なくとも五分の一の要請により、特別の締約国会議を招集する。</p> <p>第五章 武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会</p> <p>1 この議定書により、武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、締約国会議により選出される十二の締約国によって構成される。</p> <p>2 委員会は、毎年一回、通常会期として会合するものとし、必要があると認めるとときはいつでも、臨時会期として会合する。</p> <p>3 締約国は、委員会の構成を決定するに当たり、世界の異なる地域及び文化が平衡に代表されることを確保するよう努める。</p> <p>4 委員会の構成国は、自国の代表として文化遺産、国防又は国際法の分野において資格を有す</p>	<p>る者を選定するものとし、また、相互に協議の上、委員会が全体としてこれらのすべての分野における十分な専門的知識を有することを確保するよう努める。</p> <p>第二十五条 任期</p> <p>1 締約国は、四年の任期で委員会に選出されるものとし、引き続いて一回のみ再選される資格を有する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、最初の選挙において選出された構成国の中の二分の一の任期は、当該選挙が行われた締約国会議の通常会期の後に開催される最初の締約国会議の通常会期の終わりに終了する。これらの構成国は、最初の選挙の後に締約国会議の議長によりくじ引で選ばれる。</p> <p>第三十六条 手続規則</p> <p>1 委員会は、その手続規則を採択する。</p> <p>2 委員会の会合の定足数は、構成国の中の二以上の多数による議決で行う。</p> <p>3 委員会の構成国は、自國が当事者である武力紛争の影響を受ける文化財に関するいかなる決定についても、投票に参加してはならない。</p> <p>第二十七条 任務</p> <p>1 委員会は、次の任務を有する。</p> <p>(a) この議定書の実施に関する指針を作成する。</p> <p>(b) 文化財に対して強化された保護を付与し、停止し、又は取り消すこと並びに強化された保護の下にある文化財の一覧表を作成し、維持し、及び周知させること。</p> <p>(c) この議定書の実施を監視し、及び監督すること並びに強化された保護の下に置かれる文</p>
<p>1 この議定書は、締約国の一の領域内に生ずる</p>	<p>る者を選定するものとし、また、相互に協議の上、委員会が全体としてこれらのすべての分野における十分な専門的知識を有することを確保するよう努める。</p>

第八章 議定書の実施

第三十四条 利益保護国

この議定書は、紛争当事国たる締約国の利益の保護について責任を有する利益保護国の協力を得て適用する。

第三十五条 調停手続

1 利益保護国は、文化財の保護のために有益と認めるすべての場合、特に、この議定書の適用又は解釈に関して紛争当事国たる締約国との間で意見の相違がある場合には、あつせんを行う。

2 このため、各利益保護国は、一の締約国若しくは事務局長からの要請により又は自己の発意により、紛争当事国たる締約国に対し、それぞれの代表者、特に文化財の保護について責任を有する当局が、適当と認められる場合には紛争当事国でない国に對して、会合するよう提案することができる。紛争当事国たる締約国は、自國に対してもなされた会合の提案に従わなければならぬ。利益保護国は、紛争当事国たる締約国に対し、その承認を求めるため、紛争当事国でない国に属する者又は事務局長から提示された者であつて当該会合に議長の資格で参加するよう招請されるものを提案する。

第三十六条 利益保護国がない場合の調停

1 事務局長は、利益保護国が任命されていない場合の紛争において、意見の相違を解決するため、あつせんを行い、又はその他調停若しくは仲介の手段を用いて行動することができる。

2 委員会の議長は、一の締約国又は事務局長からの要請により、紛争当事国たる締約国に対し、それぞれの代表者、特に文化財の保護につ

いて責任を有する当局が、適当と認められる場合には紛争当事国でない国の領域において、会合するよう提案することができる。

第三十七条 訳文及び報告

1 締約国は、この議定書を自国の公用語に翻訳するものとし、その公定訳文を事務局長に送付する。

第三十八条 国家責任

2 締約国は、この議定書の実施に関する報告を四年に一回委員会に提出する。

第三十九条 国家責任

個人の刑事上の責任に関するこの議定書の規定は、国際法に基づく国家責任（賠償を支払う義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

第九章 最終規定

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスベイン語により作成する。

第四十条 署名

この議定書は、千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーグにおいてすべての条約締約国による署名のために開放しておく。

第四十一条 批准 受諾又は承認

1 この議定書は、この議定書に署名した条約締約国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、事務局長に寄託する。

第四十二条 加入

1 この議定書は、二千年一月一日以後は、他の

条約締約国による加入のために開放しておく。合には紛争当事国でない国の領域において、会合するよう提案することができる。

第四十三条 効力発生

1 この議定書は、二十の国の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

第四十四条 武力紛争の事態における効力発生

条約第十八条又は第十九条に規定する事態において、紛争当事国が敵対行為又は占領の開始前又は開始後に従つた批准、受諾、承認又は加入は、直ちに効力を生ずる。この場合には、事務局長は、第四十六条に規定する通報を最も速やかな方法で送付する。

第四十五条 廃棄

1 締約国は、この議定書を廃棄することができると。よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

第四十六条 通報

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月二十四日

内閣委員長 藤原 正司

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法

に対し、第四十一条及び第四十二条に規定するすべての批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託並びに前条に規定する廃棄を通報する。

第四十七条 國際連合への登録

この議定書は、事務局長からの要請により、国際連合憲章第二百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

律の特例を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。国会法第八十三条により送付する。

平成十九年五月十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のよう改正する。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(不動産登記法等の特例)
第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所の業務(以下この条において「特定業務」といふ)を、官民競争入札又は民間競争入札の対象と/orすることができる。

一 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の書面の交付に係る業

務

二 不動産登記法第百二十条第一項の規定に基づく同項に規定する地図等(以下この号において単に「地図等」という。)の全部又は一部の写し(地図等が電磁的記録(電子的方式、磁気

的方針その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付及び同法第百二十

条第二項の規定に基づく地図等(地図等が電

磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧に係る業務

三 不動産登記法第二百二十二条第一項の規定に基づく同項の図面の全部又は一部の写し(当該図面が電磁的記録に記録されているとき

は、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の規定により表示したもの)の閲覧に係る業務

四 不動産登記法第二百二十二条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類(前号の図面を除く。)の閲覧に係る業務(同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るもの)を除く。)

五 不動産登記法第二百四十九条第一項の規定に基づく同項に規定する筆界特定書等(以下この号において単に「筆界特定書等」という。)の全部又は一部の写し(筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付及び同条第二項

の規定に基づく筆界特定書等(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次号において同じ。)の閲覧に係る業務

六 不動産登記法第二百四十九条第二項の規定に基づく同法第二百四十五条に規定する筆界特定手続記録(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧(前号の筆界特定書等の閲覧を除く。)に係る業務(同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るもの)を除く。)

七 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五条)第十条第二項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同法第十一条(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同条の書面の交付に係る業務

八 商業登記法第十二条の二(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同条の登記簿の附屬書類の閲覧に係る業務(同条の利害関係の有無の審査に係るもの)を除く。)

九 商業登記法第十二条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同条の印鑑の証明書の交付に係る業務

十 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二十二条第一項において準用する不動産登記法第二十二条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同

条第一項の図面(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧に係る業務

十一 不動産登記法第二十二条第一項において準用する不動産登記法第二十二条第一項の規定に基づく同項に規定する筆界特定書等(以下この号において単に「筆界特定書等」という。)の全部又は一部の写し(筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付及び同条第二項

の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務(閲覧については、同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るもの)を除く。)

十二 不動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する法律(平成十年法律第二百四号)第十二条第一項の規定に基づく同項の規定に規定する概要記録事項証明書の交付に係る業務

十三 前各号に掲げるもののほか、登記所において公開される帳簿、書類若しくは電磁的記録の閲覧又はこれらに記載され、若しくは記録された事項を記載した書面の交付に係る業務

十四 前各号に掲げるもののほか、登記所において公開される帳簿、書類若しくは電磁的記録の閲覧又はこれらに記載され、若しくは記録された事項を記載した書面の交付に係る業務

十五 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能

力を有していること。

二 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施す

るために必要な措置として法務省令で定める

措置が講じられていること。

三 その他法務省令で定める要件に適合するものであること。

3 公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の特定業務に従事する者(以下この条において「特定業務従事者」という。)又は特定業務従事者であつた者は、第二十五条第一項に規定する秘密を漏らし、又は盗用することとならない場合であつても、特定業務の実施に関する知識を得た情報を、特定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

4 特定業務従事者は、登記官が管理する帳簿、

書類及び電磁的記録その他の国が管理する設備及び物品であつて、特定業務の用に供するものについて、使用、保管その他の取扱いをするとときは、これを適正に行わなければならない。

5 公共サービス実施民間事業者は、特定業務の実施状況を、法務省令で定めるところにより、定期的に、法務大臣に報告しなければならない。

6 法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、期間を定めて、公共サー

ビス実施民間事業者の実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 公共サービス実施民間事業者が、第二項各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

二 特定業務従事者が、第三項又は第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

とき。

四 公共サービス実施民間事業者が、第二十六

条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、第二十七

条第一項の規定による指示に違反したとき。

7 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全

部又は一部の停止を命じたときは、その旨、そ

の理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏

名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の

内容及びその期間を、官民競争入札等監理委員

会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなけ

ればならない。

8 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

9 前各項に定めるものほか、公共サービス実

施民間事業者による特定業務の実施に関し必要

な事項は、法務省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の規定による改正後の競争の導入に

おいて「新法」という。)第三十三条の二第一項に

規定する特定業務には、次に掲げる登記所の業

務を含むものとする。

一 不動産登記法(平成十六年法律第百一十三

号)附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の不動産登記法(明治三十二年法律第二十四

号。以下「旧不動産登記法」という。)第二十一

条第一項(不動産登記法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされ

る旧不動産登記法第二十四条ノ二第三項にお

いて準用する場合を含む。)の規定に基づく旧

不動産登記法第二十二条第一項の登記簿の謄

本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業

務

二 不動産登記法附則第四条第一項の規定によ

りなおその効力を有することとされる旧不動

産登記法第二十四条ノ二第三項において準用

する旧不動産登記法第二十二条第一項の規定

に基づく同項の登記簿の謄本又は抄本の交付

及び登記簿の閲覧に係る業務

三 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律(平成十六年法律第百二十四

号。以下「不動産登記法整備法」という。)第五

十三条第五項の規定によりなおその効力を有

することとされる不動産登記法整備法第五十

二条の規定による改正前の商業登記法(昭和

三十八年法律第百二十五号)第十条第一項(他

の法令において準用する場合を含む。)の規定

に基づく同項の登記簿の閲覧及び同法第十一

条第一項(他の法令において準用する場合を

含む。)の規定に基づく同項前段の登記簿の謄

本若しくは抄本又は同項後段の規定による証

明書の交付に係る業務

四 不動産登記法整備法第八十九条第一項にお

いて準用する不動産登記法附則第三条第四項

の規定によりなおその効力を有することとさ

れる旧不動産登記法第二十二条第一項の規定

に基づく同項の登記簿の謄本又は抄本の交付

及び登記簿の閲覧に係る業務

五 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例

に関する法律の一部を改正する法律(平成十

六年法律第百四十八号)附則第二条第三項に

おいて読み替えて適用する同法による改正後

の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民

法の特例等に関する法律(平成十年法律第百

四号)第十三条规定第一項の規定に基づく同項の

登記事項概要簿の謄本の交付に係る業務

六 法律の施行の日前までに同法による改正後

の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業務

七 この法律の施行の日前までに同法による改

正後の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業

務

八 この法律の施行の日前までに同法による改

正後の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業

務

九 この法律の施行の日前までに同法による改

正後の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業

務

十 この法律の施行の日前までに同法による改

正後の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業

務

十一 この法律の施行の日前までに同法による改

正後の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業

務

十二 この法律の施行の日前までに同法による改

正後の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業

務

十三 この法律の施行の日前までに同法による改

正後の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業

務

十四 この法律の施行の日前までに同法による改

正後の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業

務

審査報告書

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事

に関する法律の一部を改正する法律案

に該当するときは、期間を定めて、公共サー

ビス実施民間事業者の実施する特定業務の全部

又は一部の停止を命ずることができる。

一 公共サービス実施民間事業者が、第二項各

号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

二 特定業務従事者が、第三項又は第四項の規

定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

とき。

三 公共サービス実施民間事業者が、前項の規

定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

こと。

四 公共サービス実施民間事業者が、第二十六

条第一項の規定による報告をせず、若しくは

虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査

を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質

問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁を

したとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、第二十七

条第一項の規定による指示に違反したとき。

六 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全

部又は一部の停止を命じたときは、その旨、そ

の理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏

名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の

内容及びその期間を、官民競争入札等監理委員

会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなけ

ればならない。

七 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

八 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

九 前各項に定めるものほか、公共サービス実

施民間事業者による特定業務の実施に関し必要

な事項は、法務省令で定める。

十 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

十一 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

十二 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

十三 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

十四 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

十五 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

十六 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

十七 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

十八 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

十九 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

二十 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

二十一 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

二十二 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

二十三 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

二十四 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

二十五 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

二十六 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

二十七 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

二十八 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

二十九 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

三十 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

三十一 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

三十二 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

三十三 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

三十四 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

三十五 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

三十六 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

る場合のいずれかに該当するときは、第二十条

第一項の契約を解除することができる。

三十七 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げ

官報 (号外)

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、平成十九年度港湾整備特別会計予算に、廃棄物処理施設整備事業費補助等として約七十五億円が計上されている。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十九年四月二十六日

参議院議長　扇　千景殿
衆議院議長　河野　洋平

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案

(港湾法の一部改正)

第一条　港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のよう改訂する。

第五十二条第二項第四号中「十分の二・五」を「三分の二」に改める。
第五十二条第二項第四号中「十分の七・五」を「三分の二」に改める。

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正)

第二条　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改訂する。

第二条第一項中「国がその十分の二・五」を「国がその三分の一」に、「港湾管理者がその十

分の七・五」を「港湾管理者がその三分の二」に改める。

審査報告書
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等にかんがみ、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に發揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働援助センターの業務の見直しを行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案

(同法第三条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、平成十九年度以降の年度の予算に係る国の補助又は負担(当該国の負担に係る港湾管理者の負担を含む。以下同じ。)(平成十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべきものとされた國の補助又は負担を除く。)について適用

し、平成十八年度以前の年度の国庫債務負担行

為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべきものとされた國の補助又は負担及び平成十八年度以前の年度の歳出予算に係る國の補助又は負担で平成十九年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第一項第一号中「十分の二・五」を「三分の二」に改める。

第五十二条第二項第四号中「十分の七・五」を「三分の二」に改める。

遇の確保のためによるべき措置等について具体的かつわかりやすい事例を示す等、事業主に対する指導を行うこと。特に、差別的取扱い禁止の対象となる短時間労働者の要件については、雇用の実態を踏まえ、労使双方にとつて公正な運用が行われるよう十分配慮しつつ、その範囲が明確となるよう、判断に当たつて必要となる事項等を示すこと。また、短時間労働援助センターによる助成金の支給等により、事業主に対し、十分な支援に努めること。

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月二十四日

厚生労働委員長　鶴保　庸介

参議院議長　扇　千景殿

附則

(施行期日)

1　この法律は、平成十九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。(経過措置)

2　第一条の規定による改正後の港湾法第四十三条第五号及び第五十二条第二項第四号の規定並びに第二条の規定による改正後の北海道開発のためによる改正後の港湾法第四十三条第五号及び第五十二条第二項第一項において準用する場合を含む。)(同法第三条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、平成十九年度以降の年度の予算に係る国の補助又は負担(当該国の負担に係る港湾管理者の負担を含む。以下同じ。)(平成十

八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべきものとされた國の補助又は負担を除く。)について適用

し、平成十八年度以前の年度の国庫債務負担行

為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべ

きものとされた國の補助又は負担及び平成十八

年度以前の年度の歳出予算に係る國の補助又は

負担で平成十九年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第一項第一号中「十分の二・五」を「三分の二」に改める。

第五十二条第二項第四号中「十分の七・五」を「三分の二」に改める。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法の内容について、事業主、労働者等に対する周知徹底に努めるとともに、均等・均衡待

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十九年四月十九日

衆議院議長 河野 洋平

実態を踏まえ、有期契約労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を進めるため、有期契約労働者に関する問題を引き続き検討すること。

五、正社員の労働条件について、本法を契機として合理的理由のない一方的な不利益変更を行うことは法的に許されないことを周知するとともに、事業主に対し適切に指導を行うこと。

六、長時間労働が常態化している男性正社員の働き方の見直しを含め、短時間労働者と通常の労働者の双方において、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境に向け、仕事と生活の調和の実現の整備を進めること。あわせて、短時間正社員制度が社会的に定着するよう一層の取組に努めること。

七、昭和六十一年度の税制改正により、百三万円

を境とする所得の逆転現象が解消されているにもかかわらず、今なお、就業調整が相当数の短時間労働者によって行われている現状にかんがみ、誤解に基づく就業調整が行われることのないよう、短時間労働者や事業主などに対する現行税制についての周知徹底に努めること。

八、正社員以外のあらゆる労働者の処遇の改善を図るために、その労働条件及び雇用管理状況の実態把握を行うこと。

右決議する。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。よつて国会法第八十三条により送付する。

第一条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十六条第一項中「のうち次の各号のいずれかに該当するもの」を「又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百六号)第六十二条の雇用安定事業のうち、短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金ではその厚生労働省令で定めるものを支給する事業及びこれに附帯する事業に改め、各号を削り、同条第二項中「前項第一号」を「前項」に改め、「第二十九条」の下に「又は雇用保険法第六十二条」を加える。

第十八条中「第十六条第一項第一号」を「第十一条」を加える。

第二条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第一項に規定する給付金の支給」に改め、「第二十九条」の下に「又は雇用保険法第六十二条」を加える。

第六条を次のように改める。

第三十五条中「第十八条」を「第三十条」に改め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十七条 第六条第一項の規定に違反した者は、十円以下の過料に処する。

第三十四条を第四十五条とする。

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条中「短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割的重要性」を「我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していること」に、「及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置」を「、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進」に改め、「ことに

(労働条件に関する文書の交付等)

第六条 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであつて厚生労働省令で定めるもの

〔第四章 紛争の解決 第二節 調停(第二十二条—第二十四条)〕を「第二節 短時間労働援助センター(第十三条—第三十条)」を「第二節 短時間労働援助センター(第二十五条)」とし、第六章 雜則(第四十二条—第四十七条)を「第六章 雜則(第四十二条—第四十七条)」とする。

〔第四章 紛争の解決 第二節 調停(第二十二条—第二十四条)〕を「第二節 短時間労働援助センター(第十三条—第三十条)」を「第二節 短時間労働援助センター(第二十五条)」とし、第六章 雜則(第四十二条—第四十七条)を「第六章 雜則(第四十二条—第四十七条)」とする。

第三十三条规定「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十九条」を「第三十一条」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十四条とし、第三十二条を第四十三条とし、第三十一条を第四十二条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十条を削り、第二十九条を第四十一条とする。

第二十八条规定第一項中「第十三条规定第一項」を「第二十五条第一項」に、「定めて第十五条规定第一項」を「定めて第二十七条规定第一項」に改め、同項第一号中「第十五条规定」を「第二十七条」に改め、同項第四号中「第四条第一項」を「第二十六条规定第一項」に改め、同項第五号中「第十七条第一項」を「第二十九条规定第一項」に改め、同条第二項中「第十五条」を「第十七条规定」に改め、同条を第四十条とする。

第二十七条规定中「第十五条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十六条规定中「第十五条」を「第二十七条规定」に改め、同条を第三十八条とし、第二十五条を第三十七条とする。

第二十四条规定中「第十七条第一項」を「第二十九条规定第一項」に、「第十五条规定」を「第二十七条」に改め、同条を第三十六条とし、第二十三条を第三十五条とし、第十九条から第二十二条までを十二条ずつ繰り下げる。

第十八条中「第十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二十五条」を「第三十七条」に、「第十六条规定第二項」を「第二十八条规定第二項」に改め、同条を第三十条とし、第十七条を第二十九条とし、第十四条から第十六条までを十二条ずつ繰り下げる。

第十三章第一項中「第五十一条」を「第二十七条」に改め、同条を第二十五条とする。
第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　紛争の解決

第一節　紛争の解決の援助

第二節 調停

めたことを理由として、当該短時間労働者に
対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなら
ぬ。

の手続に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章第二節中第十二条を第十八条とし
第十一条を第十七条とする。

第八条第一項中「前二条」を「第六条から第十一条まで、第十二条第一項及び前条」に、「のための措置」を「に関する措置等」に改め、同条を

第十四条とする。

(通常の労働者と同視すべき短時間労働者に

第八条 対する差別的取扱いの禁止

伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)。

が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者(以下「職務内容同一短時間

労働者」という。)であつて、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているもの

間の定めのない空債券経を糾結していふもの
のうち、当該事業所における慣行その他の事

情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容

及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及

び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの（以下「通常の労働者と

同視すべき短時間労働者」という。)について

は、短時間労働者であることを理由として賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設

の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

2 前項の期間の定めのない労働契約には、反

復して更新されることによつて期間の定めの

卷之三

ない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる期間の定めのある労働契約を含むものとする。

(賃金)

第九条 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者(通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。)の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金(通勤手当、退職手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。次項において同じ。)を決定するよう努めるものとする。

2 事業主は、前項の規定にかかわらず、職務内容同一短時間労働者(通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。)を決定するよう努めるものとする。

(福利厚生施設)

第十一条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならない。

(通常の労働者への転換)

第十二条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知すること。

二 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して与えること。

三 一定の資格を有する短時間労働者を対象して、當該通常の労働者に対する実施する教育訓練であつて、當該通常の労働者が從事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間労働者が既に當該職務に必要な能力を有している場合その他の厚生労働省令で定める場合

を除き、職務内容同一短時間労働者に対しても、これを実施しなければならない。

2 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じ、当該短時間労働者に対して教育訓練を実施するよう努めるものとする。

(待遇の決定に当たって考慮した事項の説明)

第十三条 事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあつたときは、第六条から第十三条まで及び前条第一項の規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たつて考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条の規定は、平成十九年七月一日から施行する。

(短時間労働援助センターに関する経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際に第一条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「旧法」という)第十三条第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧短時間労働援助センター」という。)は、第一条の規定による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定による指定を受けた者とみなす。

3 旧短時間労働援助センターの平成十九年四月一日に始まる事業年度は、前条ただし書に規定する規定の施行の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成等については、新短時間労働援助センターが従前の例により行うものとする。

4 前条ただし書に規定する規定の施行の際に旧短時間労働援助センターの役員である者が当該規定の施行の日前にした旧法第二十四条第二項に該当する行為は、新法第二十四条第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

5 旧短時間労働援助センターが前条ただし書に規定する規定の施行の日前にした旧法第二十八条第一項第二号から第五号までに該当する行為は、新法第二十八条第一項第二号から第五号ま

に、旧法又はこれに基づく命令により旧短時間労働援助センターに対して行い、又は旧短時間労働援助センターが行つた処分、手続その他の行為(旧法第十六条第三項の規定による届出(同行為の届出を含む。)、旧法第十七条第一項の変更の届出を含む。)、旧法第十七条第一項に基づく命令中の相当する規定によつて、新法第十三条第二項に規定する短時間労働援助センター(以下「新短時間労働援助センター」といいう。)に対して行い、又は新短時間労働援助センターが行つた処分、手続その他の行為とみなす。

2

国は、通常の労働者への転換を推進するため、前項各号に掲げる措置を講ずる事業主に對する援助等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2

国は、通常の労働者への転換を推進するため、前項各号に掲げる措置を講ずる事業主に對する援助等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

でに該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(施行前の準備)

第三条 新法第十六条第三項の規定による届出、新法第十七条第一項の規定による業務規程の認可並びに新法第二十条第一項の規定による事業計画書及び收支予算書の認可の手続は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第一百二号)第六条第一項の紛争調整委員会に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争については、第二条の規定による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「手続及び」を「手続並びに」に改め、「第十八条第一項」の下に「及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法

律(平成五年法律第七十六号)第二十二条第一項」を加える。

別表第一第二十号の十六中「(平成五年法律第七十六号)」を削る。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三百八条第四号中「第十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

参議院議長 扇 千景殿

審査報告書
参議院議長 扇 千景殿

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月二十四日

参議院議長 扇 千景殿 厚生労働委員長 鶴保 康介

第一条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「促進する」を「促進し、もつて児童の権利利益の擁護に資する」に改める。

第八条第二項中「手段により」を削り、「行う

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、適切かつ確実な児童虐待の防止等を図るために、児童の親権を行なう者の親権を行うに当たっての責務を明らかにするとともに、児童虐待を受けたと思われる児童についての児童相談所長等による安全の確認を行うための措置の実施の義務化、児童虐待が行われている疑いがある場合における臨検等の制度の創設、児童虐待を行なった保護者による児童の身辺へのつきまとい等を禁止する制度の創設、正当な理由なく立入調査を拒否した者に対する罰金の額の引き上げその他必要な措置を講じようとすることであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成十九年四月二十六日
衆議院議長 河野 洋平

二、委員会の決定の理由
「医療の提供体制の整備」を加え、同条第五項中「地方公共団体は」の下に「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

第四条第一項中「民間団体の支援」の下に「医療の提供体制の整備」を加え、同条第五項中「地方公共団体は」の下に「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 児童の親権を行なう者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであつて、親権を行なうに当たつては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

第八条第一項中「手段により」を削り、「行うよう努める」を行なうための措置を講ずるに、「児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行なうものとする」を「次に掲げる措置を探るものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一、児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行なうものとする」を「次に掲げる措置を探るものとする」と改め、同項に次の各号を加える。

一、当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

第八条第二項中「手段により」を削り、「行うよう努める」を行なうための措置を講ずるに改

め、同条第三項中「確認」の下に「を行ったための措置」を加え、「行うよう努めなければならぬ」を「行うものとする」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(出頭要求等)

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

第九条第一項中「携帯させなければならない」を「携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない」に改め、同条第二項中「第六十二条第五号」を「第六十一条の五」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(再出頭要求等)

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことにおいて、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行られている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行ひ又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検又は搜索すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかつたことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があつた場合には、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たつて必要があるときに対しても、鑑をはずし、その他必要な処分をすることができる。

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たつて必要があるときは、鑑をはずし、その他必要な処分をすることができる。

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間の出入りの禁止

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

(臨検又は搜索の夜間執行の制限)

第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨

検又は搜索の許可状は、これらの処分を受けける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨

検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)を

するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨

検又は搜索をするに当たつて必要があるときに対しても、鑑をはずし、その他必要な処分をするこ

とができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの方に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

第十条第一項中「前条第一項」を「第九条第一項」に、「又は質問」を「若しくは質問をさせ、又は臨検等」に改め、同条第二項中「応じ」の下に「迅速かつ」を加え、同条の次に次の五条を加える。

(調書)

第十一条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第十条の五 臨検等に係る処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(第十一条の見出し中の「指導」を「指導等」に改め、同条に次の二項を加える。)

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護にかかるべき措置

が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行つた場合又は行わなくなつた場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行つた保護者に対する当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二第一項中「除く。」の下に「以下この面会等」に改め、同条を次のように改める。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行つて、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行つた保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めるとき、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反するとき、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

の項において同じ。」を加え、「が当該児童の引渡し又は当該児童との面会若しくは通信を求める、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた児童の保護に支障をきたす」を「に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を探ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難である」に、「児童に一時保護」を「当該児童に一時保護」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行つて、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行つた保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めるとき、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反するとき、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

平成十九年五月二十五日 参議院会議録第二十九号 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

三七

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

官報(号外)

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のために必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき(前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

4 第一項の規定による命令をするとき(第二

項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなつた場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならぬ。

(都道府県児童福祉審議会への報告)

第十三条の四 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項のただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

第十三条の二の次に次の二条を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者は又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(罰則)

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令(同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のようにより改正する。

第二十五条の二第一項中「置く」とができる」を「置くよう努めなければならない」に改める。

第二十五条の七第一項に次の一号を加える。

三 児童虐待の防止等に関する法律(平成十一年法律第八十二号)第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第二十五条の七第二項に次の一号を加える。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第二十九条中「携帯させなければならない」を

「携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない」に改める。

第三十三条の七に次の二項を加える。

児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等(児童福祉施設に入所中の児童を除く。)に対し、親権を行つ者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第六十一条の五を第六十一条の六とし、第六十一条の四の次に次の二条を加える。

第六十一条の五 正当の理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

附 則

(施行期日)
(検討)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて

て検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に伴う株式会社商工組合中央金庫の目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策

その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(少年法の一部改正)

第三条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のよう改訂する。

第三十七条第一項第四号中「第六十二条第六号」を「第六十二条第五号」に改める。

株式会社商工組合中央金庫法案
審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月二十四日

参議院議長 扇 千景殿

経済産業委員長 伊達 忠一

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく完全民営化の実現に向けて、商工組合中央金庫に対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保

する措置を講じるとともに、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、必要な業務を行ふ株式会社商工組合中央金庫の目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算(経済産業省所管)に約六千万円が計上されている。

二、附帯決議

商工組合中央金庫の完全民営化については、行政改革推進法の趣旨を踏まえつつ、商工組合中央金庫の有する中小企業に対する金融機能の根幹を維持することが重要であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能が維持されるよう、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、特別準備金の確保や商工債の発行を維持することともに、危機対応における役割を引き続き果たすようにするため、法的枠組みその他必要な措置を確実に講ずること。

二、商工組合中央金庫の株式会社化に当たつて

は、中小企業への円滑な資金供給が引き続き図られるよう、商工組合中央金庫の財務基盤を確保するため、中核的資本として扱われるかたちで、政府出資のかなりの金額を特別準備金と

し、既存の民間出資者の利益を害することのないよう留意しつつ、中小企業団体等の意見を聽いた上で、その額を決定すること。また、政府保有株式については、中小企業団体及びその構成員が円滑に取得できるよう、その財務余力等に留意しつつ、慎重に処分すること。

三、金融環境の悪化、災害等の危機時の対応につ

いて、商工組合中央金庫が行う融資の条件及び範囲がこれまでと同様に十分な水準に定められ、中小企業向け資金供給に支障を来すことのないよう、金融監督行政上の配慮、必要な財政措置等を実施するとともに、危機が生じた際には、迅速な対応が図られるようになること。

四、附帯決議

中央金庫において、不動産担保や個人保証に過度に依存しない新たな金融手法の開発・普及に向けた取組が積極的になされるなど、中小企業の資金調達の円滑化・多様化に向けた取組を一層拡充すること。また、こうした取組が円滑にされるよう、金融監督当局は十分に配慮すること。

右決議する。

株式会社商工組合中央金庫法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月二十六日

衆議院議長 河野 洋平

株式会社商工組合中央金庫法案
株式会社商工組合中央金庫法

目次

第一章 総則(第一条～第五条)
第二章 株主(第六条～第十五条)
第三章 業務(第十六条～第二十条)
第四章 商工債(第三十三条～第三十八条)
第五章 子会社等(第三十九条～第四十条)
第六章 計算(第四十一条～第五十五条)
第七章 監督(第五十六条～第六十条)
第八章 雜則(第六十一条～第六十六条)
第九章 罰則(第六十七条～第七十七条)
附則

(目的)	第一条 株式会社商工組合中央金庫(以下本則において「商工組合中央金庫」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。(営業所等)
第二条 商工組合中央金庫は、日本において支店その他の営業所の設置、移転(本店の移転を含む)、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。	2 商工組合中央金庫は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定める場合を除く。
第三条 商工組合中央金庫の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。	3 次に掲げる者は、商工組合中央金庫の業務の認可を受けなければならない。
第四条 一 中小企業等協同組合	代理又は媒介を行うことができる。

(目的)	第一条 株式会社商工組合中央金庫(以下本則において「商工組合中央金庫」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。(営業所等)
第二条 商工組合中央金庫は、日本において支店その他の営業所の設置、移転(本店の移転を含む)、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。	2 商工組合中央金庫は、自己の名義をもつて、
第三条 商工組合中央金庫の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。	3 次に掲げる者は、商工組合中央金庫の業務の認可を受けなければならない。
第四条 一 中小企業等協同組合	代理又は媒介を行うことができる。

額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

八 内航海運組合又は内航海運組合連合会(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人の従業員を使用する者である場合に限る。)

九 輸出組合又は輸入組合(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人(小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人)以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

十 市街地再開発組合(直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については三百人)以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。)

十一 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株主であるものの

十二 第二号から前号までに掲げる者のか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びにあつて、政令で定めるもの

2 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者(相続その他的一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得したものと除く。)から、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けたときは、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

3 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたときは、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権を行使することができない。相続その他の一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者についても、同様とする。

4 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたことを知ったときは、遅滞なく、その旨を商工組合中央金庫に通知するものとする。

5 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものが無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該無資格者に通知するものとする。

6 商工組合中央金庫は、無資格者が商工組合中央金庫の株式を保有していることを知つたときは、当該無資格者に対し、商工組合中央金庫の株式を商工組合中央金庫に売り渡すことを請求することができる。

7 会社法第五百五十五条(第六号に係る部分に限る)、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十五条、第八百六十八条规定第一項、第八百七十条(第六号に係る部分に限る)、第八百七十五条(第六号に係る部分に限る)、第八百七十六条(第四号に係る部分に限る)、第八百七十七条(第三号に係る部分に限る)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同法第四百六十二条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行つ者に限る。以下この項において同じ)であつて無資格者であるものについては、第一項、第二項及び第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者は、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権その他の権利を行使することができない。

(議決権制限株式の発行数)

第七条 商工組合中央金庫は、議決権を行使することができない株式の数及び会社法第一百五十五条

に規定する議決権制限株式の数の合計が発行済株式の総数の二分の一を超えないようにするため必要な措置をとらなければならない。

(主要株主に係る認可)

第八条 政府以外のものであつて、政令で定める取引又は行為により商工組合中央金庫の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができるない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の百分の五(以下「主要株主基準値」という。)以上の数の議決権の保有者(他人(仮設人を含む。)の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。)になろうとするものは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の政令で定める取引又は行為以外の事由により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者(政府以外のものに限る。以下「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する商工組合中央金庫の事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 第一項又は前項ただし書の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書

を主務大臣に提出しなければならない。

一 議決権保有割合(当該申請に係る者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者である場合にあつてはその保有している商工組合中央金庫の議決権の数と保有

しようとしている商工組合中央金庫の議決権の数とを合算した商工組合中央金庫の議決権の数を、当該申請に係る者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である場合にあってはその保有している商工組合中央金庫の議決権の数を、それぞれ商工組合中央金庫の総株主の議決権で除して得た割合をいう。)に関する重要な事項として主務省令で定める

二 商号、名称又は氏名及び住所
事項

三 法人である場合には、その資本金の額（出資総額を含む。）及びその代表者の氏名

四 事業を行つてゐるときは、営業所の名称及び所員の名前を記入せよ。

特定主要株主は、第二項の規定による措置に
ひ所在地並びにその事業の種類

より主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を主務

大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく主要株主基準直以上の数の議決権の

保有者でなくなつたことを知つたときも、同様

主務大臣は、第一項の認可を受けずに同項の政令で定める取引若しくは行為により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予とする。

期限日後も主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者に対し、当該主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第九条 主務大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつた場合において、取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者による主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該申請者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者若しくは保有者でないと認めるとき、又は当該申請に係る議決権の取得が商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該認可をしてはならない。

(主要株主による報告又は資料の提出)

第十条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要的限度において、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつて第八条第一項又は第二項ただし書の認可を受けたもの(以下「主要株主」という。)に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(主要株主に対する立入検査)

第十一條 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要的限度において、その職員に主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又はその帳簿書類その他の物件

卷之三

を検査させることができ
る。前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため
提示しなければならない。

に認められたものと解釈してはならない。

第十二条 主務大臣は、主要株主による株式の保

有が第九条に照らし適切でないものと認められるに至ったときは、当該主要株主に対し、措置

を講すべき期限を示して、必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。

(主要株主に係る認可の取消し等)

第十三条 主務大臣は、主要株主が法令又は法令に基づく主務大臣の処分に違反したときは、当

該主要株主に対し必要な措置を命じ、又は当該主要株主の第八条第一項若しくは第二項ただし

書の認可を取り消すことができる。
主要株主は、前項の規定により第八条第一項

又は第二項ただし書の認可を取り消されたとき

は、主務大臣が指定する期間内に主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、

所要の措置を講じなければならない。
(議決権のみなし保有者等)

第十四条 第八条から第十条まで及び前条第二項の規定に依り、義務負担の保有者が保有する義

の規定において、譲渡権の保有者が保有する譲
決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託

財産として所有する株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当

該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。)その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式に係る議

決権であつて当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し又はその行使について指図を行うことができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

第十五条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の商工組合中央金庫の議決権の保有者とみなして、第八条から前条までの規定を適用する。

一 法人でない団体（法人に準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）当該法人でない団体の名義をもつて保有される商工組合中央金庫の議決権の数

二 会社その他の法人（前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。）であつて商工組合中央金庫の議決権の保有者であるものが会社等集団（当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として主務省令で定める会社等の集団をいう。以下この項目において同じ。）に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する商工組合中央金庫の議決権の数を合算した数（以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。）が主要株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等がない会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

官報(号外)

三 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等、当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四 商工組合中央金庫の議決権の保有者である会社等(前二号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)に係る議決権の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等が、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等がそれぞれ保有する商工組合中央金庫の議決権の数、当該会社等が前三号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数を合算した数(当該個人が商工組合中央金庫の議決権の保有者である場合にあっては、当該合算した数に当該個人が保有する商工組合中央金庫の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」という。)が主要株主基準値以上上の数である者、当該個人に係る合算議決権数

五 商工組合中央金庫の議決権の保有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)のうち、その保有する商工組合中央金庫の議決権の数、当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数とその共同保有者(商工組合中央金庫の議決権の保有者が、商工組合中央金庫の議決権の他の保有者(前各号に掲げる者を含む。)と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は商工組合中央金庫の株主としての議決権その他の権利を行使

することを合意している場合における当該他の保有者当該議決権の保有者が第二号又は第三号に掲げる会社等である場合においては

該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四 商工組合中央金庫の議決権の保有者である会社等(前二号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)に係る議決権の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等を、当該議決権の保有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。)をい

う。の保有する商工組合中央金庫の議決権の数(当該共同保有者が前各号に掲げる者である者、共同保有議決権数

六 前各号に掲げる者に准ずる者として主務省令で定める者、商工組合中央金庫に対する実質的な影響力を表すものとして主務省令で定めるところにより計算される数

2 前条の規定は、前項各号の場合において同号に掲げる者が保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

五 商工組合中央金庫の議決権の保有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)のうち、その保有する商工組合中央金庫の議決権の数、当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数とその共同保有者(商工組合中央金庫の議決権の保有者が、商工組合中央金庫の議決権の他の保有者(前各号に掲げる者を含む。)と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は商工組合中央金庫の株主としての議決権その他の権利を行使

することを合意している場合における当該他の保有者当該議決権の保有者が第二号又は第三号に掲げる会社等である場合においては

該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四 商工組合中央金庫の議決権の保有者である会社等(前二号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)に係る議決権の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等を、当該議決権の保有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。)をい

う。の保有する商工組合中央金庫の議決権の数(当該共同保有者が前各号に掲げる者である者、共同保有議決権数

六 前各号に掲げる者に准ずる者として主務省令で定める者、商工組合中央金庫に対する実質的な影響力を表すものとして主務省令で定めるところにより計算される数

2 前条の規定は、前項各号の場合において同号に掲げる者が保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

五 商工組合中央金庫の議決権の保有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)のうち、その保有する商工組合中央金庫の議決権の数、当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数とその共同保有者(商工組合中央金庫の議決権の保有者が、商工組合中央金庫の議決権の他の保有者(前各号に掲げる者を含む。)と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は商工組合中央金庫の株主としての議決権その他の権利を行使

二 監査役会又は委員会(会社法第二条第十二号に規定する委員会をいう。)

三 会計監査人

(代表取締役等の選定等の決議)

第十八条 商工組合中央金庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の適格性等)

第十九条 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役(委員会設置会社である場合にあっては、執行役は、商工組合中央金庫の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

六 前各号に掲げる者に准ずる者として主務省令で定める者、商工組合中央金庫に対する実質的な影響力を表すものとして主務省令で定めるところにより計算される数

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われる者は、商工組合中央金庫の取締役、執行役又は監査役となることができない。

3 商工組合中央金庫の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十二条第一項第三号(同法第三百三十五条第一項及び第四百二条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法、この法律」とする。

4 会社法第三百三十二条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、

だし書の規定は、商工組合中央金庫については、適用しない。

(取締役等の兼職の制限)

第二十条 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役(委員会設置会社である場合にあっては、執行役)は、主務大臣の認可を受けた場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

三 第四章 業務

(業務の範囲)

第二十一条 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 預金又は定期積金の受入れ

二 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二条に掲げるもの(同号に掲げるものにあつては、主として中小規模の事業者を構成員とする団体で政令で定めるものに限る。)であつて商工組合中央金庫の株主であるもの並びにその直接又は間接の構成員(以下「融資対象団体等」という。)に対する資金の貸付け又は手形の割引

(定款の変更)

第三章 管理

第十六条 商工組合中央金庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 取締役会

(機関)

第十七条 商工組合中央金庫は、次に掲げる機関を置かなければならない。

官 報 (号 外)

るものに限る。)であつて主務大臣の認可を受けたものは、前項第二号の規定の適用については、融資対象団体等とみなす。

商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

一 第六条第一項第二号から第十号まで及び

七 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者(同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。)八 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条において「国債等」という。)又は第三十三条の規定により発行する商工債の所有者(当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。)

特定社債の発行により得られる金銭をもつて
指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信
託の受益権のみを取得するものに限る。)その
他これに準ずる有価証券として主務省令で定
めるもの(以下この号において「特定社債等」
という。)の引受け(売出しの目的をもつてす
るもの)を除く。)又は当該引受けに係る特定社
債等の募集の取扱い

指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち、第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

第十一号に掲げるものの(同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る)であつて、商工組合中央金庫の株主でないもの並びにその直接又は間接の構成員として、主として中小規模の事業者を構成員とする

団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並び

に主として中小規模の事業者を構成員とする

団体(第一項第二号の政令で定めるものを除く。)であつて、主務大臣の認可を受けたもの

並びにその直接又は間接の構成員

融資対象団体等の子会社（融資対象団体等）がその総株主等の議決権（総株主又は総出資

者の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超過する議決権を有する会社をいう。二つ以上

を起える。請求権を有する会社をいふ。その他の融資対象団体等と主務省令で定める特殊の

四 融資対象団本等の貿易に係る取引の相手方
關係のある者

貿易や輸出等の貿易に係る取引の権利不動産である非居住者(本邦内に住所又は居所を有

する自然人以外の者であつて本邦内に主たる事務所を有する法人以外の者をいう。)

五 融資対象団体等の事業を承継する者

六 銀行その他の金融機関

七 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者(同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。)

八 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条において「国債等」という。)又は第三十三条の規定により発行する商工債の所有者(当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。)

九 預金者及び定期積金の積金者(商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金又は定期積金を担保として貸付けをする場合に限る。)

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)

三 有価証券の貸付け

四 国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該

特定社債の発行により得られる金銭をもつて
指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信
託の受益権のみを取得するものに限る。)その
他これに準ずる有価証券として主務省令で定
めるもの(以下この号において「特定社債等」
という。)の引受け、売出しの目的をもつてす
るもの(除く。)又は当該引受けに係る特定社
債等の募集の取扱い

七 短期社債等の取得又は譲渡

八 有価証券の私募の取扱い

九 地方債又は社債その他の債券の募集又は管
理の受託

十 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五
十二号)により當む担保付社債に関する信託
業務

十一 銀行その他主務大臣の定める者の業務
の代理又は媒介(主務大臣の定めるものに限
る。)

十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納
その他金銭に係る事務の取扱い

十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預
り

十四 振替業

十五 両替

十六 デリバティブ取引(有価証券関連デリバ
ティブ取引に該当するものを除く。次号にお
いて同じ。)であつて主務省令で定めるもの
うち、第五号に掲げる業務に該当するもの以
外のもの

十七 デリバティブ取引(主務省令で定めるも
のに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

十八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の

指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち、第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 第十七号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。)

二十 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行ふ業務を含むものとする。

二 短期社債等 次に掲げるものをいう。

前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

法律第七十五号)第六十六号に規定する短期社債

口 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債

二 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十条の十第一項に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項に規定する特定短期社債

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十一条)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(2) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取

次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。

三 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

四 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

五 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)の取扱いをいう。

六 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業務をいう。

七 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をい

八 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

7 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和八年法律第四十三号)により信託業務(同法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。)を営むことができる。

9 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、信託法平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務を行なうことができる。

10 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に關しては、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

第二十二条 商工組合中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

(経営の健全性の確保)

第二十三条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全な運営に資するため、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 商工組合中央金庫の保有する資産等に照らし商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況が適切であるかどうかの基準

二 商工組合中央金庫及びその子会社その他の商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある会社(以下この号、第七章及び第

八章において「子会社等」という。)の保有する資産等に照らし商工組合中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適切であるかどうかの基準

2 前項の「子会社」とは、商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、商工組合中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は商工組合中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、商工組合中央金庫の子会社とみなす。

(預金者等に対する情報の提供等)

第二十四条 商工組合中央金庫は、預金又は定期積金の受入れ(第二十九条に規定する特定預金等の受入れを除く。)に關し、預金者及び定期積金の積金者(以下「預金者等」という。)の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、預金又は定期積金に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項及び第二十九条並びに他の法律に定めるもののほか、商工組合中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(無限責任社員等となることの禁止)

第二十五条 商工組合中央金庫は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

(同一人に対する信用の供与等)

第二十六条 商工組合中央金庫の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めたものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、商工組合中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 商工組合中央金庫が第二十三条第二項に規定する子会社(主務省令で定める会社を除く。)その他の商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、商工組合中央金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、商工組合中央金庫及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

官 報 (号外)

(同一人に対する信用の供与等)

第二十六条 商工組合中央金庫の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めたものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、商工組合中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 第二項の場合において、商工組合中央金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、商工組合中央金庫の信用の供与等の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(特定関係者との間の取引等)

第二十七条 商工組合中央金庫は、その特定関係者商工組合中央金庫の子会社(第二十三条第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)、代理組合等(第二条第三項の代理又は媒介を行う者をいう。以下同じ。)その他の商工組合中央金庫と政令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)との間で行う取引又は行為をしてはならない。

三 顧客に対し、商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫の特定関係者その他商工組合中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

(金融商品取引法の準用)

第二十九条 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十五条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の二)の規定が商工組合中央金庫の取引の通常の条件に照らして商工組合中央金庫に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

三 第二項の場合は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第一号及び第四号を除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、商工組合中央金庫が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるもののをいう。)の受入れを内容とする契約をいう。)の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるものは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これららの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。)中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他

官報(号外)

預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「顧客」と、「補足するため」のあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第二項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで 第四十一条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限

り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除

く。)、第三十七条の四及び第三十七条の六」と

読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(取締役等に対する信用の供与)

第三十条 商工組合中央金庫の取締役又は執行役が商工組合中央金庫から受ける信用の供与については、その条件が、商工組合中央金庫の信用の供与の通常の条件に照らして、商工組合中央金庫に不利益を与えるものであつてはならない。

2 商工組合中央金庫の取締役又は執行役が商工組合中央金庫から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項の規定及び同法第四百十九条第二項において準

用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項の規定の適用については、同項中「その過

半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)」とあるのは、「その三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上に当たる多数)」とする。

(休日及び営業時間)

第三十一条 商工組合中央金庫の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 商工組合中央金庫の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して主務省令で定める。

(臨時休業等)

第三十二条 商工組合中央金庫は、主務省令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業を停止する場合は、その旨を公表する。

由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して主務大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、主務省令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。

商工組合中央金庫が商工債を発行する場合には、適用しない。

2 会社法第七百二条の規定は、商工組合中央金庫が商工債を発行する場合には、適用しない。
(商工債の発行方法)

第三十六条 商工債の社債券を発行する場合に

は、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 商工組合中央金庫は、商工債を発行する場合においては、売出しの方法により商工債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の主務省令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

2 前項の規定にかかる場合は、商工組合中央金庫の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、商工債を発行することができる。

2 前項の規定により商工組合中央金庫の商号二 売出期間

三 商工債の総額 四 各商工債の金額

五 商工債の利率 六 商工債の償還の方法及び期限

七 数回に分けて商工債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期

八 商工債発行の価額又はその最低価額

九 社債等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる商工債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨

4 商工組合中央金庫は、商工債を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

2 前項の規定により商工債を発行したときは、発行後一月以内にその商工債の金額に相当する額の発行済みの商工債を償還しなければならない。

(商工債発行の届出等)

第三十五条 商工組合中央金庫は、商工債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び

条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

第三十七条 商工債の消滅時効は、元本について

は十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第三十八条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、商工債の社債券の模造について準用する。

第六章 子会社等

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)

第三十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」とい

う。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業(同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十五

五 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの(以下「信託専門会社」という。)

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社

(従属業務を営む会社にあつては主として商工組合中央金庫その他これに類する者として専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。))

口 証券専門関連業務及び保険専門関連業務

のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)当該金融関連業務会社の議決権につ

いて、商工組合中央金庫の証券子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子

会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該金融関連業務

のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)当該金融関連業務会社の議決権につ

いて、商工組合中央金庫又はその子会社(保

合算して、商工組合中央金庫又はその子

会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該金融関連業務

会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、

商工組合中央金庫の保険子会社等が合算し

て、商工組合中央金庫又はその子会社(証

券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合

算して保有する当該金融関連業務会社の議

決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務

のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。)当該金融関連業務会社の議決権につ

いて、商工組合中央金庫又はその子会社(保

合算して、商工組合中央金庫又はその子

会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該金融関連業務

会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、

商工組合中央金庫の保険子会社等が合算し

て、商工組合中央金庫又はその子会社(証

券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合

算して保有する当該金融関連業務会社の議

決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの(イ、ロ及び

ビニに掲げるものを除く。)当該金融関連

業務会社の議決権について、商工組合中央

金庫の保険子会社等が合算して、商工組合

中央金庫又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該金融関連業務

会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、

商工組合中央金庫の保険子会社等が合算し

て、商工組合中央金庫又はその子会社(証

券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合

算して保有する当該金融関連業務会社の議

決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの(イからハ

までに掲げるものを除く。)当該金融関連

業務会社の議決権について、商工組合中央

金庫の証券子会社等が合算して、商工組合

中央金庫又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該金融関連業

務会社の議決権の数を超えて保有している

もの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの(イ、ロ及び

ビニに掲げるものを除く。)当該金融関連

業務会社の議決権について、商工組合中央

金庫の保険子会社等が合算して、商工組合

中央金庫又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該金融関連業務

会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、

商工組合中央金庫の保険子会社等が合算し

て、商工組合中央金庫又はその子会社(証

券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合

算して保有する当該金融関連業務会社の議

決権の数を超えて保有しているもの

もの

官 報 (号 外)

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

七 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社(当該会社の議決権を、商工組合中央金庫の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。)以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

八 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。次項において同じ。)で主務省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定する会社を含む。)

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 従属業務 商工組合中央金庫又は前項第一号から第五号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

に規定する信託業をいう。以下同じ。)に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定め

るもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付随し、又は関連する業務として主務省令で

定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付隨し、

又は関連する業務として主務省令で定めるも

の
五 言氏専門圖書業務

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し
又は関連する業務として主務省令で定めるも

の

六 証券子会社等 商工組合中央金庫の子会社

である次に掲げる会社

イ
証券専門会社又は証券仲介専門会社

口 仁に掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる特殊会社

号に掲げる持株会社

庫の子会社である証券専門会社又は証券仲

介専門会社の子会社のうち主務省令で定め

るもの

保険子会社等 商工組合中央金庫の子会社

である次に掲げる会社

□ 併険会社又は少額短期併険業者
イに掲げる会社を子会社とする前項第八

号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、商工組合中央金

庫の子会社である保険会社又は少額短期保

○ 險業者の子会社のうち主務省令で定めるも

信託子会社等 商工組合中央金庫の子会社

である次に掲げる会社

平成十九年五月二十五日 参議院会議録第二十九号 株式会社商工組合中央金庫法案

官報(号外)

行つたときは、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

5 この法律における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第二十一条第四項、第二十条第一項、第二十四条、第二十六条第二項及び第五项、第二十七条第二十八条、第二十九条、同条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条、第三十四条の二第三項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十四条の四第一項、第三十七条、第三十七条规定により立入検査をする職員は、その必要の限度において、商工組合中央金庫の子法人等(子会社その他商工組合中央金庫がその經營を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者(代理組合等を除く。次項並びに同条第二項及び第五項において同じ。)に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 商工組合中央金庫の子法人等又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。
 (立入検査)
 第五十八条 主務大臣は、商工組合中央金庫及び代理組合等の営業所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況に照らして、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に商工組合中央金庫に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、商工組合中央金庫の經營の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して商工組合中央金庫の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは商工組合中央金庫の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。
 第六十条 主務大臣は、商工組合中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、商工組合中央金庫に対し、その業務の全部若しくは一部の停止又は取締役、執行

理組合等に対し、その業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、商工組合中央金庫の子法人等(子会社その他商工組合中央金庫がその經營を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者(代理組合等を除く。次項並びに同条第二項及び第五項において同じ。)に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができ。又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 5 前条第三項の規定は、第二項の規定による商工組合中央金庫の子法人等又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者に対する質問及び料の提出を拒むことができる。
 (業務の停止等)
 第五十九条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務若しくは財産又は商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状況に照らして、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、商工組合中央金庫に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、商工組合中央金庫の經營の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して商工組合中央金庫の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは商工組合中央金庫の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第六十条 主務大臣は、商工組合中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、商工組合中央金庫に対し、その業務の全部若しくは一部の停止又は取締役、執行

行役、会計参与若しくは監査役の解任を命ずることができる。
 第九章 雜則
 (合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の認可等)
 第六十一条 商工組合中央金庫の合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六十二条 主務大臣は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。
 (認可等の条件)
 第六十三条 商工組合中央金庫は、公告方法として、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。
 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 二 電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)
 2 商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 第三十二条第一項前段の規定による公告

商工組合中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

三 第三十二条第一項後段の規定による公告

商工組合中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する

四 第五十二条第四項の規定による公告 電子

公告による公告を開始した日後五年を経過する

五 前各号に掲げる公告以外の公告 電子公告

による公告を開始した日後一月を経過する日

六 会社法第九百四十条第三項の規定は、商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律による公

告をする場合について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法第六十三条第二項」と読み替えるものとする。

七 商工組合中央金庫に対する会社法第九百四十

一条の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十

条第一項の規定並びに株式会社商工組合中央金庫法第三十二条第一項及び第五十二条第四項の規定」とする。

(登記)

第六十四条 商工組合中央金庫は、第五十二条第六項の規定による措置をとることとするときは、同項に規定する中間貸借対照表等、中間連

結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報についてその提供を受けるために必要

な事項であつて主務省令で定めるものの登記をしなければならない。

(主務省令への委任)

第六十五条 この法律に定めるものほか、この法律の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)

第六十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六十七条 商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第六十八条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第六十七条第一項の罪は、刑法(明

治四年法律第四十五号)第四条の例に従う。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第六項の規定に違反して、他人に商工組合中央金庫の業務を営ませた者

二 第二十九条において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九条第一項の規定に違反した者

三 第五十九条又は第六十条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

四 第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十条若しくは第五十七条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第十一条第一項若しくは第五十八条第一項若しくは第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第五十一条の規定に違反して、同条に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供することができる状態に置く措置をとつた者

四 第五十二条第四項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、若しくは同条第六

項の規定に違反して、同項に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電

磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電

磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電

磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電

磁的方法により不特定多数の者が提供を受けすることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電

(号外) 報 聞

の者（商工組合中央金庫又は代理組合等を含む）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

前項第二号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の二第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は代理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても該各号に

む）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

前項第二号の場合において、犯人又は情を

知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収す

る。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰

金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第

二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の二第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は代理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても該各号に

定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十一条第二号又は第七十一条 三億円以下

二 第七十二条又は第七十三条第一項第一号 二億円以下の罰金刑

三 第七十三条第一項第二号 一億円以下の罰金刑

四 第七十一条第一号又は前条 各本条の罰金刑

五 第八条第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告とされ、被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

六 第八条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第八条第五項の規定による命令に違反して主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第十三条第二項の規定に違反して同項に規定する主務大臣が指定する期間を超えて主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

八 第十二条又は第十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

九 第二十条第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十 第二十二条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十一 第三十九条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四十条第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十二 第三十九条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第六項に

告若しくは掲示をしたとき。

三 第六条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四 第八条第一項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項の政令で定める取引又は行為により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつたとき。

五 第八条第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

六 第八条第四項の規定による命令を除く。に違反して主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

七 第八条第五項の規定による命令を除く。に違反して主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

八 第十二条又は第十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

九 第二十条第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十 第二十二条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十一 第三十九条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四十条第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十二 第三十九条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第六項に

おいて準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十三 第四十条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

十四 第四十二条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

十五 第四十二条の規定に違反して資本準備金提出をせず、又は同条の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

十六 第五十九条の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同条の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

十七 第六十一条第一項の規定により付した条件第二条第二項、第三十九条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十八 第六十四条の規定による登記をしなかつたとき。

十九 第三十九条第一項の規定に違反して同項に規定する主務大臣の認可を受けないでこれら

の規定による主務大臣の認可を受けないでこれら

二 附則第八十条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日
(この法律の廃止その他の必要な措置)

第三条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式(以下「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその処分を図り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。
(転換計画の認可)

第三条 この法律の施行の際現に存する商工組合中央金庫(以下「転換前の法人」という。)は、転換(転換前の法人が附則第十八条第一項の規定により株式会社商工組合中央金庫(次条から附則第三十三条までにおいて「転換後の法人」といふ。)となることをいう。以下同じ。)に係る計画(以下「転換計画」という。)を作成して、施行日の前日までに、主務大臣の認可を受けなければ

2 前項の認可があつたときは、転換は、施行日にその効力を生ずる。
第三条 第四条 転換前の法人は、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
(転換計画の記載事項等)

一 転換後の法人の業務

二 転換後の法人の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、転換後の法人の定款で定める事項

四 転換後の法人の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ又はロに定める事項

イ 転換後の法人が会計参与設置会社である場合 転換後の法人の会計参与の氏名又は名称

六 転換前の法人の出資者が転換に際して取得する転換後の法人の株式の数(種類株式を発行する場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに転換後の法人の資本金及び準備金の額に関する事項

七 転換前の法人の出資者に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 転換前の法人の出資者に対しても金銭を納付又は交付するときは、その額又はその算定方

2 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聽かなければならない。
第五条 第一項の規定による納付金の額は、転換前の法人の出資者の有する出資の口数出資者が政府である場合にあつては、主務大臣が定める口数に応じて転換後の法人の株式を交付することを内容とするものでなければならぬ。
(所属団体に対する通知等)

第六条 転換前の法人は、附則第三条第一項の規定により転換計画を作成したときは、遅滞なく、その所属団体及び知っている出資を目的とする質権者に對し、転換をする旨並びに転換後の法人の商号及び住所その他転換計画の概要を通知するとともに、転換前の法人が定款で定める方法により公告しなければならない。
(転換計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第七条 転換前の法人は、前条の規定による公告の日(以下「公告日」という。)から施行日までの間、転換計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。
2 転換前の法人の所属団体(転換前の法人の出資者のうち政府以外のものをいう。以下同じ。)及び債権者は、転換前の法人に對して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換前の法人の定めた費用を支払わなければならない。
一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聽かなければならない。

省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて転換前の法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 転換前の法人は、転換後の法人の交付する株式又は金銭を受ける政府及び所属団体の権利の保全等に資するため、一定の日を定めてその日以後転換前の法人への新たな出資又は出資の譲渡を承諾しないことができる。

4 転換前の法人は、前項の日を定めたときは、その日を公告しなければならない。

(転換に反対する所属団体の出資払戻請求権)

第八条 商工組合中央金庫法第十条の規定にかかわらず、公告日から二十日以内に書面をもつてその持分の払戻しを請求する旨を転換前の法人に通知した所属団体は、附則第三条第一項の規定により認可を受けた転換計画(以下「認可転換計画」という。)に基づき、その有する出資の払戻しを受けることにより、施行日の前日までに転換前の法人を脱退するものとする。

2 転換前の法人は、商工組合中央金庫法第九条の規定にかかわらず、前項の規定により持分に係る出資額に相当する金額を払い戻すことができる。この場合において、転換前の法人は、その金額により資本金を減少するものとする。

(債権者の異議)

第九条 転換前の法人の債権者は、転換前の法人に対し、転換について異議を述べることができるものとされる。

2 転換前の法人は、次に掲げる事項を官報に公

告し、かつ、預金者、商工債(商工組合中央金

庫法第三十一条に規定する商工債をいう。)の権利者その他政令で定める債権者以外の知られる債権者は、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下る

ことができない。

に際して、転換後の法人の株式を発行することができる。この場合においては、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する転換後の法人の株式(以下「転換時発行株式」という。)の数

二 転換をする旨

二 転換後の法人の商号及び住所

三 転換後の法人の計算書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

三 前項の規定にかかわらず、転換前の法人が同項の規定による公告を、官報のほか、転換前の法人が定款で定める方法によりするときは、同一

項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、転換について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに

一 転換後の法人の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(転換時発行株式の申込み等)

第六条 転換前の法人は、転換時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 転換後の法人の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(転換における株式の発行)

第六条 転換前の法人は、附則第四条第一項第七

号の規定による株式の割当てを行ふほか、転換

二 引き受けようとする転換時発行株式の数

3 転換前の法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を前項の申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知しなければならない。

4 転換前の法人が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を転換前の法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

5 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

6 転換時発行株式の割当て

第七条 転換前の法人は、申込者の中から転換の法人は、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を定め、かつ、その者に割り当てる転換時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、転換前の法人は、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

8 転換前の法人は、附則第十条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を通知しなければならない。

9 転換前の法人は、転換後の法人の株式(株主総会において決議をすることのできる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」

という。)を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当ててはならない。

一 中小企業等協同組合

二 協業組合、商工組合又は商工組合連合会

三 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

四 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千円以下)の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、百人)以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

五 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

六 酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

七 内航海運組合又は内航海運組合連合会(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

八 輸出組合又は輸入組合(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人(小売業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業を主たる事業とする者については二百人)以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

九 市街地再開発組合(直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする者については三億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(サービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人)以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

十 前各号に掲げる者であつて転換後の法人の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員

(転換時発行株式の引受け)

第十三条 申込者は、転換前の法人の割り当てた成員である事業者の三分の二以上が一億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人(小売業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業を主たる事業とする者については二百人)以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

第十四条 転換時発行株式の引受け人(附則第十条第三号の財産(以下「現物出資財産」という。)を給付する者を除く。)は、同条第四号の期日に、附則第十一条第一項第三号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの転換時発行株式の払込金額の全額を払い込まれなければならない。

第十五条 転換時発行株式の引受け人(現物出資財産を給付する者に限る。)は、附則第十条第四号の期日に、それぞれの転換時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

第十六条 転換時発行株式の引受け人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付(以下「出資の履行」という。)をする債務と転換前の法人に対する債権とを相殺することができない。

第十七条 会社法第二百七条、第二百二十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三条第一項第三号を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十二条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は附則第十条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節(第八百四十九条第二項、第八百五十二条第四項及び第八百五十一条を除く。)の規定はこの条において準用する同法第二百十二条(第一項第一号を除く。)の規定による支払を請求訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号、第二百十三条规定第一項第一号並びに第十八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主(株式会社商工組合中央金庫法の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、

九十三條ただし書及び第九十四条第一項の規定は、転換時発行株式の引受けの申込み及び割当に係る意思表示については、適用しない。

2 転換時発行株式の引受け人は、施行日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として転換時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として転換時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

(金銭以外の財産の出資)

第十八条 会社法第二百七条、第二百二十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三条第一項第三号を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十二条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は附則第十条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節(第八百四十九条第二項、第八百五十二条第四項及び第八百五十一条を除く。)の規定はこの条において準用する同法第二百十二条(第一項第一号を除く。)の規定による支払を請求訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号、第二百十三条规定第一項第一号並びに第十八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主(株式会社商工組合中央金庫法の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第

ては、その期間。以下この項において同じ。)を経過していないときは、六箇月前から施行日まで引き続いて所属団体であつた者であつて、施行日から引き続いて株式を有する株主」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(転換の効力の発生等)

第十八条 転換前の法人は、施行日に、転換後の法人となる。

2 転換前の法人は、施行日に、附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたるものとみなす。

3 転換前の法人の出資者は、施行日に、附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

(質権の効力)

第十九条 転換前の法人の出資を目的とする質権は、転換前の法人の所属団体が転換により受けるべき金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)の上に存在する。

(差押えの効力)

第二十条 転換前の法人の出資の差押え(仮差押えを含む。)は、転換前の法人の所属団体が転換により受けるべき金銭等にその効力を有する。(一口に満たない端数)

第二十一条 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十二条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、転換に際して所属団体に転換後の法人の株式を交付す

る場合において、交付しなければならない転換後の法人の株式の数に一株に満たない端数がある場合について準用する。この場合において、

同法第二百三十四条第一項中「当該各号に定める者に当該株式会社」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法の施行の日(以下この条において「施行日」という。)において所属団体であつた者に当該株式会社」とあるのは「株式会社商工

組合中央金庫法の施行の日から引き続いて株式を有する者に当該株式会社」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫」と、同条第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

(転換計画実行の届出)

第二十二条 転換前の法人が附則第三条第一項の認可を受けた転換計画を実行したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(転換に関する書面の備置き及び閲覧等)

第二十三条 転換後の法人は、施行日後遅滞なく、附則第九条に規定する手続の経過その他の転換に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

(転換の登記)

第二十四条 転換前の法人が転換をしたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の法人については解散の登記を、転換後の法人については株式会社の設立の登記をしなければならない。

第二十五条 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合を行つときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条 転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条第三号に掲げる事項について、主務大臣に対し虚偽の申述を行つて、又は事実を隠へいしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(過料に処すべき行為)

第二十七条 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、監督若しくは監査役若しくは經濟産業大臣及び財務大臣並びに經濟産業省令・財務省令と/orする。

(主務大臣等)

第二十八条 転換前の法人の理事長、副理事長、監督若しくは監査役若しくは經濟産業大臣及び財務大臣並びに經濟産業省令・財務省令と/orする。

(罰則)

第二十九条 転換前の法人の理事長、副理事長、監督若しくは監査役又は転換後の法人の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは執行役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

百万円以下の過料に処する。

一 附則第七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二 附則第九条第二項又は第五項の規定に違反して転換を行つたとき。

三 附則第二十四条の規定による転換の登記を怠つたとき。

四 この法律の規定による転換に関する公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

五 官庁に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいしたとき。

(転換に関する政令への委任)

第三十条 附則第三条から前条まで及び第三十六条に規定するもののほか、転換の認可の申請の方法その他転換に関し必要な事項は、政令で定める。

(預貯金通帳等に係る印紙税の納付等の特例の適用)

第三十一条 転換後の法人は、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十日

「一日前まで」とあるのは、「平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで」とする。

(登録免許税の課税の特例)

第三十二条 附則第二十四条第一項の規定により、転換後の法人が受ける設立の登記については、

財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、登録免許税(認可転換計画に定められた附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い転換前の法人の出資者に対する割り当てられた株式に対応する資本金の額に係る部分に限る。)を課さない。

2 転換に伴い転換後の法人が受ける登記又は登録で、転換前の法人が有する不動産の所有権又は商標権に係る権利者の名称の変更の登記又は登録及び転換前の法人を債権者とする担保権についての当該債権者の表示の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(従前の新株引受権付社債の払込みに関する経過措置)

第三十三条 転換後の法人は、第二十一条第四項

第十二条の業務については、商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百二十八号)附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)

第三百四十四条ノ十六第一項の払込みの取扱いに改訂する。

(商工組合中央金庫法の廃止)

第三十四条 商工組合中央金庫法は、廃止する。

(事業年度に関する経過措置)

第三十五条 転換前の法人の事業年度は、施行日

の前日に終了したものとみなす。

2 株式会社商工組合中央金庫の最初の事業年度は、第四十一条の規定にかかわらず、平成二十一年十月一日に始まり、平成二十一年三月三十一

日に終わるものとする。

別表中第二号を削り、第三号を第二号とする。

(地方自治法の一部改正)

第四十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 施行日前に転換前の法人が発行した

短期商工債についての地方自治法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第二百三十八条第二項に規定する短期社債等とみなす。

(農業協同組合法の一部改正)

第四十三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十一項第二号を次のように改める。

二 刪除

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての農業協同組合法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第十一条

第十一項に規定する短期社債等とみなす。

(臨時金利調整法等の一部改正)

第四十五条 次に掲げる法律の規定中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

	一 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第百八十一号)第一条第一項	項に規定する短期社債等とみなす。
	二 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第八条の三第二号	(消費生活協同組合法の一一部改正)
	三 納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第百四十五号)第二条第二項	第五十条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第三条	第百九条第五号及び第六号を次のように改め る。	第五十一条 地方税法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
五 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)第一条	第百九条第五号及び第六号を次のように改め る。	第五十二条 第二条の二十四の七第五項第九号中「及 び商工組合中央金庫」を削る。
(金融商品取引法の一部改正)	第百九条に次の二項を加える。	第五十三条 附則第九条に次の二項を加える。
第四十六条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。	第百九条に次の二項を加える。	株式会社商工組合中央金庫に対する第七十 二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用 については、平成二十年十月一日から平成二十 五年三月三十一日までの間に開始する各事 業年度分の事業税に限り、同条第一項中「連 結個別資本金等の額」とあるのは「連結個別資 本金等の額から、株式会社商工組合中央金庫 (中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過 措置)
(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)	第百九条に次の二項を加える。	第五十四条 附則第三十七条の規定により、第三 十三条の規定により発行された商工債とみなさ れる旧法第三十二条の規定により発行された商 工債が財政融資資金による引受けに係るもので ある場合における当該商工債についての財政融 資資金法第十条第一項の規定の適用について は、当該商工債を同項第七号に掲げる債券とみ なす。
第四十七条 施行日前に転換前の法人が発行した 短期商工債についての金融商品取引法の規定の 適用については、当該短期商工債を同法第三十 三条第二項第一号に掲げる有価証券とみなす。 (国有財産法の一部改正)	第百九条に次の二項を加える。	第五十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百 二十六号)の一部を次のように改正する。
第四十八条 国有財産法(昭和二十三年法律第七 十号)の一部を次のように改正する。	第百九条に次の二項を加える。	第五十六条 財政融資資金法(昭和二十六年法律 第二百号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中第二号を削り、第三号を第二 号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り 上げる。	第百九条に次の二項を加える。	第五十七条 附則第三十七条の規定により、第三 十三条の規定により発行された商工債とみなさ れる旧法第三十二条の規定により発行された商 工債が財政融資資金による引受けに係るもので ある場合における当該商工債についての財政融 資資金法第十条第一項の規定の適用について は、当該商工債を同項第七号に掲げる債券とみ なす。
(国有財産法の一部改正に伴う経過措置)	第百九条に次の二項を加える。	第五十八条 附則第三十七条の規定により、第三 十三条の規定により発行された商工債とみなさ れる旧法第三十二条の規定により発行された商 工債が財政融資資金による引受けに係るもので ある場合における当該商工債についての財政融 資資金法第十条第一項の規定の適用について は、当該商工債を同項第七号に掲げる債券とみ なす。
第四十九条 施行日前に転換前の法人が発行した 短期商工債についての国有財産法の規定の適用 については、当該短期商工債を同法第二条第二 号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り 上げる。	第百九条に次の二項を加える。	第五十九条 附則第三十七条の規定により、第三 十三条の規定により発行された商工債とみなさ れる旧法第三十二条の規定により発行された商 工債が財政融資資金による引受けに係るもので ある場合における当該商工債についての財政融 資資金法第十条第一項の規定の適用について は、当該商工債を同項第七号に掲げる債券とみ なす。
第五十条 施行日前に転換前の法人が発行した 短期商工債についての相続税法の規定の適用	第百九条に次の二項を加える。	第六十条 長期信用銀行法の一部を次のように改 正する。
第五十一条 施行日前に転換前の法人が発行した 短期商工債についての相続税法の規定の適用	第百九条に次の二項を加える。	第六十一条 第六条第四項第二号を次のように改める。
第五十二条 施行日前に転換前の法人が発行した 短期商工債についての相続税法の規定の適用	第百九条に次の二項を加える。	二 削除

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 施行日前に転換前の法人が発行した

短期商工債についての長期信用銀行法の規定の

適用については、当該短期商工債を同法第六条

第四項に規定する短期社債等とみなす。

(農林漁業金融公庫法等の一部改正)

第六十二条 次に掲げる法律の規定中「農林中央

金庫、商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合

中央金庫、農林中央金庫」に改める。

一 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第

三百五十五号)第二十五条第一項第一号

二 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三

号)第二条第三号

三 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第

八十三号)第三十二条第一項第一号

四 預金等に係る不当契約の取締に関する法律

(昭和三十二年法律第百三十六号)第一条第一

項

五 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百

四十一号)第六十七条の二第一号

六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理

機構法(平成十七年法律第百一号)第二十八条

第一項第三号

(労働金庫法の一部改正)

第六十三条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二

百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第六項第一号中「を削り、ハを口」とし、二からチまでをハからトまでとする。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六十四条 施行日前に転換前の法人が発行した

短期商工債についての労働金庫法の規定の適用

については、当該短期商工債を同法第五十八条

第六項第一号に規定する短期社債等とみなす。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第六十五条 準備預金制度に関する法律(昭和三

十二年法律第百三十五号)の一部を次のように

改正する。

第二条第一項第六号を次のように改める。

六 株式会社商工組合中央金庫

(行政事件訴訟法の一部改正)

第六十六条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律

第一百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表商工組合中央金庫の項を削る。

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第六十七条 この法律の施行前に前条の規定によ

る改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起

された転換前の法人を被告とする抗告訴訟の管

轄については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正)

第六十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四

号)の一部を次のように改正する。

別表第三商工組合中央金庫の項を削る。

(預金保険法の一部改正)

第六十九条 預金保険法の一部を次のように改正

する。

第二条第一項に次の一号を加える。

九 株式会社商工組合中央金庫

第二条第二項第五号中「並びに信用金庫法」を

「、信用金庫法」に改め、「全国連合会債」の下に

年法律第

号)第三十三条の規定による商

工債(同法附則第三十七条の規定により同法第

三十三条の規定により発行された商工債とみな

されたものを含む。」を加え、同条第六項中「又

を加え、同条第七項に次のただし書きを加える。

は銀行持株会社等を「若しくは銀行持株会社等

又は株式会社商工組合中央金庫に改める。

第三十五条第一項中「及び労働金庫法」を

「労働金庫法」に改め、「労働金庫代理業者」の

下に「及び株式会社商工組合中央金庫法第二条

第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相

手方」を加える。

第三十七条第一項中「金融機関代理業者」の下

に「及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第

四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手

方」を加える。

第五十一条第一項中「含む。」の下に「又は株

式会社商工組合中央金庫法第二十二条第一項

方」を加える。

第五十五条第二項中「又は厚生労働大臣」を

「財務大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣」

に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」の下に

「又は経済産業大臣」を加え、同条に次の一項を

加える。

5 機構は、第二項の規定により財務大臣から

通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣

総理大臣に報告しなければならない。

第五十六条第四項中「内閣総理大臣」を「内

閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「と

し、株式会社商工組合中央金庫に関するもので

ある場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに

経済産業大臣とする。」を加える。

第五十九条第六項中「内閣総理大臣」を「内

閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「と

し、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣

総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」

を加え、同条第七項に次のただし書きを加える。

ただし、当該申込みを行つた金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合は、この限りでない。

第六十一条第四項中「厚生労働大臣の同意

を」「厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合中央金庫に対し同項の認定を行うときは財務大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれ」に改める。

第六十四条第三項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加える。

第六十四条の二第二項中「厚生労働大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、同条第三項中

「及び経済産業大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、当該申込みをした者が株式会社商工組合中央金庫である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加える。

第六十四条の二第二項中「厚生労働大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、同条第三項中

「及び経済産業大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、当該申込みをした者が株式会社商工組合中央金庫である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加える。

第六十五条中「にあつては、内閣総理大臣」を

「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働

大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫

にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産

業大臣とする。」を加える。

第六十六条第一項中「にあつては、内閣総理

大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚

生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中

央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び

経済産業大臣とする。」を加え、同条第二項中

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)	
第八十条 組织的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。	
別表第二第二号を次のように改める。	
二 削除	
別表第二に次の一号を加える。	
三十二 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第一号)第七十三条第一項	
第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の	
(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律に関する経過措置)	
第八十一条 組织的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した旧法第五十条ノ四の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行わされたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものとし、二から三までをハからトまでとする。	
(農林中央金庫法の一部改正)	
第五十四条 第六項第一号中口を削り、ハを口とし、二から三までをハからトまでとする。	
(農林中央金庫法の一部改正)	
第八十五条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての農林中央金庫法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第二十条に規定する特別法人債とみなす。	
第八十三条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての社債等の振替に関する法律の規定の適用については、当該短期商工債を同法第二十条に規定する特別法人債とみなす。	
第六号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。	
六 株式会社商工組合中央金庫	
第八十六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。	
(社債等の振替に関する法律の一部改正)	
第八十七条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき転換前の法人がした行為及び転換前の法人に対してなされた行為については、なお従前の例による。	
(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)	
第八十八条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改定する。	
第二条第十五号を次のように改める。	
十五 株式会社商工組合中央金庫	
第十三条第一項第六号中「経済産業大臣及び財務大臣」を「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第一号)第五十六条第二項に規定する主務大臣」に改める。	
(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)	
第八十九条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改定する。	
四条第六項第一号に規定する短期社債等とみなす。	
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)	
第八十六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改定する。	
二 転換前の法人から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に從事していた者	
3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た転換前の法人が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、売掛金債権担保保険を流动資産担保保険に拡充するとともに、事業再生保険制度を創設しようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算(経済産業省所管)に約二億八千万円が計上されている。

三

二、再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後三年を経過していない者第三条第一項中「第三条の九第一項」を「第三条の十第一項」に改める。

四

第三条の二第三項中「特別小口保険」の下に「又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険」を加える。

五

第三条の五第二項、第三条の六第二項及び第三条の七第二項中「又は売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険」に改める。

六

第三条の八第二項中「又は売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険又は次条第一項に規定する事業再生保険」に改める。

七

第三条の九を第三条の十とし、第三条の八の次に次の一条を加える。

(事業再生保険)

第三条の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信

用保証協会を相手方として、当該信用保証協会

が再生中小企業者の原材料の購入のための費用

で経済産業省令で定めるものに充てるために必

要な資金に係る金融機関からの借入れによる債

務の保証をすることにより、中小企業者一人に

加える。

の各号のいずれにも該当する中小企業者をいう。

三条の九第一項に規定する事業再生保険又は第三条の十第一項に規定する特定社債保険」に改めること。

二、公庫と事業再生保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険又は新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(特別小口保険の保険関係が成立するものを除く)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円(当該債務者たる中小企業者について既に事業再生保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、事業再生保険の保険関係が成立するものとする。

二、衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第八号中「(平成十年法律第二百三十二号)」を削り、「もの」を「もの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

この法律において「再生中小企業者」とは、次

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 附則第十二条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三 附則第十三条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第五条の三第二項

四 附則第十四条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第六条の二第一項

五 附則第十五条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第七条の二第一項

六 附則第十六条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第八条の二第一項

七 附則第十七条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第九条の二第一項

八 附則第十八条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第十条の二第一項

九 附則第十九条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第十二条の二第一項

十条 附則第二十条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第十三条の二第一項

一一 附則第二十一条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第十四条の二第一項

一二 附則第二十二条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第十五条の二第一項

一二三 附則第二十三条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第十六条の二第一項

一二四 附則第二十四条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第十七条の二第一項

一二五 附則第二十五条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第十八条の二第一項

一二六 附則第二十六条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第十九条の二第一項

一二七 附則第二十七条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第百一号)第二十条の二第一項

保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「事業再生保険」を加える。

二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十一号)第十二条第二項

三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十条第二項

四 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第二十一条第二項

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第十六条第二項

六 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十三条第四項

七 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第一百三十一号)第十六条第三項及び第二十四条第七項

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十三条规定

九 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第七条第二項

(下請中小企業振興法の一部改正)

十条 第二項

一一 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第七条第三項

(下請中小企業振興法の一部改正)

一二 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六十八条のうち、中小企業信用保険法第八条中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「事業再生保険」を加える。

担保保険」に改める。

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第六条 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のようにより改正する。

第六条第二項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「事業再生保険」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第七条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条 第二項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、同条第五項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「事業再生保険」を加え、同条第六項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一一部改正)

第八条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「売掛金債権担保保険」を

「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「事業再生保険」を加える。

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一一部改正)

第十一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条 第二項中「売掛金債権担保保険」を

「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「事業再生保険」を加える。

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一一部改正)

第十八条 第二項中「売掛金債権担保保険」を

「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「事業再生保険」を加える。

一項」を「第三条の十第一項」に改める。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一一部改正)

第九条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第九条 第二項中「第三条のうち、中小企業信用保険法第三条の九第一項を「第三条の十第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第十条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第十二条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第十三条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第十四条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第十五条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第十六条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第十七条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第十八条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第十九条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第二十条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第二十一条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

第二十二条 第二項中「第三条の九第一項」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一一部改正)

六八

官報(号外)

審査報告書

少年法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月二十四日

法務委員長 山下 栄一
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、少年非行の現状にかんがみ、これに適切に対処するため、警察官による調査手続、十四歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかつた場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一触法少年に対する警察官の調査については、一般に被暗示性や被誘導性が強いなどの少年期の特性にかんがみ、特に少年の供述が任意で、かつ、正確なものとなるよう配慮する必要があることを関係者に周知徹底すること。また、これら少年に配慮すべき事項等について、児童

心理学者等の専門家の意見を踏まえつつ、速やかにその準則を策定すること。

二 当委員会における平成十八年六月一日付「刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において

て、「裁判員制度の実施を控え、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に關し更に講すべき措置の有無及びその内容について検討を進める」としていること

にかんがみ、この検討の中で、触法少年に対する

警察による質問状況の録音・録画の要否につ

いても、刑事司法手続及び少年審判手続全体と

の関連の中で検討すること。

三 保護観察中の少年の遵守事項違反を理由とする少年院送致等については、保護司や保護観察官と少年との信頼関係を基礎とする保護観察制度の理念を後退させることがないよう、適正な運用に努めること。

四 低年齢の少年は、発達段階に応じた個別処遇が必要であることにかんがみ、十四歳未満の少年の少年院送致、特に、小学生の少年院送致に

がら、受入態勢に万全を期し、教育、情操面において遗漏なきを期すること。

五 保護観察制度の実効性を向上させるため、保護観察官の増員を図るとともに、少年の保護事

件について適切な経験・能力を有する保護司を確保し、育成するための取組を積極的に推進す

ること。

六 少年非行の防止、抑止のためには、特に、児童福祉的対応の体制強化が緊要であることにか

んがみ、児童相談所における児童福祉司等の専門スタッフの増員や専門性の強化、少年非行対策班の設置など必要な人的体制の整備・拡充を進めるとともに、一時保護所の設備の改善・充実を図ること。

七 触法少年の中には、虐待を受けたり、発達障害を有するなど医療的ケアが必要な児童が少なくないことにかんがみ、児童自立支援施設において児童が児童精神科医等の専門家による十分な医療的措置を受けられるよう、人的・物的体制の整備・拡充を図ること。

八 少年の非行は、家庭、学校、地域社会等の問題が複雑に絡み合って生じていることを踏まえ、少年非行の防止や非行少年の更生に当たっては、その処遇を担う機関だけではなく、関係諸機関、団体等が有機的に連携し、地域社会と協働した総合的な取組強化を推進すること。

九 右決議する。

の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 少年の保護事件

第三節 調査及び審判(第八条—第三十一条)

第七条(二)

第四節 抗告(第三十二条—第三十六条)

第五章 成人の刑事案件(第三十七条—第三十九条)

第四章 少年の刑事案件

第一節 通則(第四十条)

第二節 手続(第四十一条—第五十条)

第三節 処分(第五十一条—第六十条)

第五章 雜則(第六十一条)

第四章 第二章第二節の節名を次のように改める。

第一節 通告、警察官の調査等

第六条第三項を削り、同条の次に次の六条を加える。

第六条の二 警察官は、○客観的な事情から合理的に判断して、
又は第三号に掲げる少年である疑いのある者

を発見した場合において、必要があるとき

は、事件について調査することができる。

○少年の情報の保護に配慮しつつ、

前項の調査は、○事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に

第一条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)

少年法等の一部を改正する法律案
少年法等の一部を改正する法律案

(少年法の一部改正)

(小字及び
は衆議院修正)

参議院議長 扇 千景殿
衆議院議長 河野 洋平

資することを目的として行うものとする。

3 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員(警察官を除く。)に調査(第六条の四第一項の処分を除く。)をさせることができる。

(調査における付添人)

第六条の三 少年及び保護者は、前条第一項の調査に關し、いつでも、弁護士である付添人を選任することができる。

(呼び出し、質問、報告の要求)

第六条の四 警察官は、調査をするについて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。

2 前項の質問に当たつては、強制にわたることがあつてはならない。

3 警察官は、調査について、公務所又は公私

の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(押収、捜索、検証、鑑定嘱託)

第六条の五 警察官は、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をするについて必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができる。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)中、司法警察職員の行う押収、捜索、検

証及び鑑定の嘱託に関する規定(同法第二百二十四条を除く。)は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡查たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百

九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第二項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」

と読み替えるものとする。

(警察官の送致等)

第六条の五 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第二十二条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法

令に触れるものであると思料するとき。

2 前号に掲げるもののほか、第三条第一項第二号に掲げる少年又は同項第三号に掲げる少年で十四歳に満たない者に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが適當であると思料するとき。

3 警察官は、調査の結果、十四歳以上の少年に係る事件について、第三条第一項第三号に規定する審判に付すべき事由があると思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

第三十二条の五の見出しを「抗告審における国選付添人」に改め、同条に次の二項を加える。

2 抗告裁判所は、第二十二条の三第二項に規定する事件(家庭裁判所において第十七条第一項第二号の措置がとられたものに限る。)について、少年に弁護士である付添人がなく、かつ、事案の内容、保護者の有無その他事情を考慮し、抗告審の審理に弁護士である付添人が関与する必要があると認め

事件を送致した場合を除き、児童福祉法第二十五条の規定により調査に係る少年を児童相談所に通告するときは、国家公安委員会規則の定めるところにより、児童相談所に対し、同法による措置をとるについて参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

(都道府県知事又は児童相談所長の送致)
第六条の六 都道府県知事又は児童相談所長は、前条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により送致を受けた事件については、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

(都道府県知事又は児童相談所長の送致)
第六条の七 都道府県知事又は児童相談所長は、前条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により送致を受けた事件については、

児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福

祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

第三十二条の五の見出しを「抗告審における国選付添人」に改め、同条に次の二項を加える。

2 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号

に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手続に弁護士である付添人が関与する必要があると認め

添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

第三十五条第二項中「第三十二条の三」の下に「第三十二条の五第二項」を加える。

第二章中第三節を第四節とし、第七条の次に

次の節名を付する。

第三節 調査及び審判

第八条第一項中「前二条」を「第六条第一項」に改め、「通告又は」の下に「前条第一項の」を、「司法警察員」の下に「警察官」を加え、「同様である」を「同様とする」に改める。

第十四条第二項中「昭和二十三年法律第二百三十二条の二第一項」に、「附して」を「付して」に改め、「六第二項」を削る。

第十八条第二項中「第六条第三項」を「第六条の六第二項」に、「附して」を「付して」に改め、「十一号」を削る。

第十八条第二項中「第六条第三項」を「第六条の七」に、「前二項」を「前二項」とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二十二条の三の見出し中「検察官が関与する場合の」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号

に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられ

ており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有

無その他の事情を考慮し、審判の手続に弁護士である付添人が関与する必要があると認め

第三十九条の見出し中「報酬等請求権」を「国選弁護人の報酬等請求権」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「国選弁護人契約弁護士」を「国選弁護人等契約弁護士」に改め、第三章第三節第一款中同条の次に次の二条を加え
る。

(国選付添人の報酬等請求権の特則等)
第三十九条の二 国選弁護人等契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、少年法第二十二条の三第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、少年法第三十一条の規定の適用については、同条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が選択

付添人に選任されたときは、当該国運付添人
に係る当該各号に定める費用も同項の費用と
する。

報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士 少年法第二十二条の三第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選付添人に係る費用の額の算定に関し、支援センターワークスに対して必要な協力を求めることができ

附則第四条中「国選弁護人」を「国選弁護人等」

に改める。
附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条(総合法律支援法第三十四条第二項
第二号並びに第三十六条の見出し並びに同条第三項、第二項及び第五項の改正規定に限る。)の規定 総合法律支援法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第一条(少年法第二十二条の三の見出し中「検察官が閲与する場合の」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第三十条第四項及び第三十一条第一項の改正規定、同法第三十二条の五の見出しを「抗告審における国選付添人」に改め、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三十五条第二項の改正規定に限る。)及び第四条(総合法律支援法目次の改正規定、同法第三十条第一項第三号、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定に限る。)の規定 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第五項の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

第三条 第一条の規定による改正後の少年法第二十六条の四の規定及び第三条の規定による改正

後の犯罪者予防更生法第四十一条の三の規定は、この法律の施行の日以後に第一条の規定による改正後の第三百二十九条第一項第一号の

(児童福祉法の一部改正)
による改正後の少年法第二十四条第一項第一号の
保護処分の決定を受けた者について適用する。

第四条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「昭和二十三年法律第百六十八号」の下に「第六条の五第一項若しくは」

を加える。

定により同法」を加える。

投票者氏名

日程第一 武力紛争の際の文化財の保護に関する
条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 武力紛争の際の文化財の保護に関する
議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院
送付)

日程第三 千九百九十九年三月二十六日にハーヴ
ル

て作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締

結について承認を求めるの件(衆議院送付)
第三回

贊成者田名
阿部 正俊君 愛知 治郎君

阿部 正俊君 愛知 治郎君

官 報 (号 外)

平成十九年五月二十五日

參議院會議錄第二十九號 投票者氏名

投票者氏名

官 報 (号 外)

日程第六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆

贊成者氏名

阿部	青木	浅野	勝人君	時男君	愛知	治郎君
正俊君	幹雄君	泉	信也君	廣君	秋元	司君
國臣君	岩井	國臣君	信也君	厚君	市川	一朗君
浩美君	岩永	浩美君	信也君	大仁田	有村	治子君
清子君	小野	清子君	信也君	豊秋君	岩城	光英君
厚君	太田	厚君	信也君	岡田	魚住	汎英君
大仁田	岡田	大仁田	信也君	狩野	尾辻	秀久君
時男君	廣君	時男君	信也君	荻原	大野つや子君	大野つや子君
				健司君		
				安君		

一〇五名

景山俊太郎君	金田	川口	木村	順子君	岸	河合	常則君	神取	忍君
吉村剛太郎君	勝年君	仁君	国井	正幸君	信夫君	北川イッセイ君	宏一君	岸	宏一君
山本	小池	佐藤	泰三君	新君	正勝君	正勝君	寛之君	倉田	寛之君
森元	小泉	櫻井	一保君	椎名	顯雄君	顯雄君	清水嘉与子君	小泉	昭男君
水落	田浦	末松	信介君	世耕	弘成君	弘成君	政二君	佐藤	昭郎君
松村	藤川	中川	大郎君	竹山	直君	田村耕太郎君	鈴木	伊達	由紀子君
保坂	野村	中島	雅治君	谷川	裕君	中曾根弘文君	関口	昌一君	北川イッセイ君
藤井	西島	中島	啓雄君	秀善君	裕君	秀善君	中原	敬三君	寛之君
松田	英利君	中川	博彦君	中川	直君	中川	中島	忠一君	忠一君
岩夫君	哲郎君	基之君	智君	谷川	裕君	義雄君	眞人君	直紀君	直紀君
三藏君	恒雄君	龍二君	二之湯	竹山	裕君	鶴保	爽君	伊達	伊達
俊夫君	敏栄君	敏栄君	智君	谷川	裕君	庸介君	眞人君	昌一君	昌一君
一大君	一大君	一大君	智君	田浦	裕君	武見	敬三君	直紀君	直紀君
山本	山谷えり子君	山谷えり子君	智君	坂本由紀子君	坂本由紀子君	田中	田中	田中	田中
山内	矢野	溝手	松山	木村	木村	田中	田中	田中	田中
山本	雅史君	雅史君	政司君	順子君	順子君	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤
山本	順三君	順三君	祥史君	要一君	要一君	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤

反對者氏名

浜田	昌良君	弘友 和夫君	松	あきら君
福島みづほ君	山下 栄一君	大田 昌秀君	山口那津男君	浜四津敏子君
鶴淵 洋子君	近藤 正道君	渕上 貞雄君	福本 潤一君	福本 潤一君
亀井 郁夫君	長谷川憲正君	田村 秀昭君	今泉 昭君	島尻安伊子君
鈴木 陽悦君				

忠義君

反対者氏名

荒木	加藤	修一君	清寛君
草川	昭三君		
白浜	浜田	昌良君	一良君
谷合	弘友	和夫君	
山下	松	あきら君	
島尻安伊子君	朝日	正明君	
	家西	俊弘君	
	犬塚	悟君	
	江田	直史君	
	尾立	五月君	
	大塚	源幸君	
	木俣	康弘君	
	北澤	耕平君	
	芝	木丈君	
小林	俊美君		
郡司	彰君		
佐藤	元君		
主濱	泰介君		
千葉	博一君		
津田	了君		
田名部			
国守省君			
那谷屋			
正義君			
角田			
義一君			
那谷屋			
正義君			

浮島とも子君
風間 赦君
木庭健太郎君
高野 博師君
西田 実仁君
浜四津敏子君
福本 潤一君
山口那津男君
鰐淵 洋子君

八七

内藤	木庭健太郎君	浮島とも子君
辻	高野 博師君	風間 昶君
富岡由紀夫君	西田 實仁君	
高嶋 良充君	福本 潤一君	
櫻井 充君	浜四津敏子君	
島田智哉子君	山口那津男君	
櫻葉賀津也君	鰐淵 洋子君	
辻 泰弘君		

八七名

日程第七 四
童福祉法の
賛成者氏名

直嶋	正行君	林 久美子君	平田 健二君	西岡 武夫君
廣田	一君	福山 哲郎君	広野ただじ君	
藤本	祐司君	前川 清成君	藤末 健三君	
松岡	徹君	増子 輝彦君	前田 武志君	
築瀬	円 より子君	峰崎 直樹君	藤原 正司君	
柳田	進君	柳澤 光美君	松井 孝治君	
山下八洲夫君		水岡 俊一君	松下 新平君	

日程第七 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者式名 一九四名

日程第七 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者式名 一九四名

岩井	小野	清子君	國臣君
太田	大仁田	浩美君	厚君
岡田	加納	慶秋君	時男君
景山俊太郎君	岸	金田	勝年君
國井	川口	木村	順子君
小池	木村	仁君	仁君
岸	信夫君	信夫君	正幸君
佐藤	小泉	顯雄君	正勝君
櫻井	泰三君	泰三君	正勝君
世耕	新君	弘成君	信介君
未松	佐藤	弘成君	一保君
田浦	谷川	裕君	博彦君
田村耕太郎君	竹山	秀善君	啓雄君
中島	中川	雅治君	英利君
中曾根弘文君	中村	中村	基之君
西島	藤井	野村	哲郎君
三藏君	岩井	藤井	岩永

岩城	魚住	尾辻	秀久君	大野つや子君	汎英君	光英君
荻原	健司君	岡田	直樹君	片山虎之助君	狩野	安君
狩野				常則君	河合	神取
				宏一君	岸	忍君
				北川イツセイ君	北川	神取
				佐藤	寛之君	常則君
				佐藤	昭郎君	忍君
				坂本由紀子君	倉田	片山虎之助君
				清水嘉与子君	小泉	常則君
				鈴木政二君	岸	忍君
				田中昌一君	北川	神取
				田中直紀君	北川	常則君
				伊達忠一君	北川	忍君
				鶴保敬三君	北川	片山虎之助君
				中川義雄君	北川	常則君
				中原真人君	北川	忍君
				二之湯智君	北川	片山虎之助君
				野上浩太郎君	北川	常則君
舛添	林藤野	芳正君	公孝君	要一君	北川	忍君

松田	松村	岩夫君
水落	敏栄君	龍二君
森元	恒雄君	
山本	一大君	俊夫君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	
足立	信也君	
朝日	俊弘君	
家西	悟君	
犬塚	直史君	
江田	五月君	
小川	敏夫君	
大石	正光君	
大久保	勉君	
加藤	敏幸君	
喜納	昌吉君	
小林	正夫君	
工藤堅太郎君		
輿石	東君	
佐藤	道夫君	
芝	博一君	
主濱	了君	
田名部匡省君		
千葉	景子君	
津田弥太郎君		
角田	義一君	
那谷屋正義君		
直嶋	正行君	
林	久美子君	
広田	一君	

松村	溝手	松山	松村	祥史君
脇	顕正君	政司君	脇	哲朗君
山本	順三君	山本	山谷えり子君	矢野
脇	雅史君	脇	山本	順三君
浅尾慶一郎君	基隆君	伊藤	伊藤	基隆君
池口	修次君	岩本	岩本	司君
小川	勝也君	小川	尾立	源幸君
大江	耕平君	大江	大塚	康弘君
木俣	佳丈君	木俣	俊美君	北澤
佐藤	泰介君	佐藤	泰介君	彰君
櫻井	充君	島田智哉子君	櫻葉賀津也君	郡司
高嶋	良充君	高嶋	マルティ君	小林
内藤	泰弘君	内藤	泰弘君	元君
西岡	武夫君	西岡	武夫君	辻
平田	健二君	平田	健二君	辻
藤末	健三君	藤末	廣野ただじ君	富岡由紀夫君

藤本 前川 増子 增岡 輝彦 円 より子
祐司 松岡 徹 峰崎 直樹 築瀬 進
山根 柳田 稔 和田ひろ子
荒木 清寛 加藤 修二 隆治
草川 昭三 白浜 一良 谷合 正明
浜田 昌良 弘友 和夫
小池 緒方 靖夫 松 あきら
山下 栄一 井上 哲士
大門実紀史登 吉川 春子 井上 浩
近藤 正道 田村 貞雄
荒井 広幸 吉川 春子 田村 浩
島尻安伊子 田村 浩 秀昭君

藤原 前田 武志君
松井 孝治君
松下 新平君
水岡 俊一君
森 ゆうこ君
柳澤 光美君
山下八洲夫君
蓮 篓君
渡辺 秀央君
浮島とも子君
風間 昶君
木庭健太郎君
高野 博師君
西田 寒仁君
浜四津敏子君
福本 潤一君
山口那津男君
鰐淵 洋子君
市田 忠義君
小林美恵子君
紙 智子君
仁比 聰平君
大田 昌秀君
福島みづほ君
亀井 郁夫君
長谷川憲正君
今泉 昭君
鈴木 陽悦君

吉氏名	阿部	正俊君
	青木	幹雄君
	浅野	勝人君
	岩井	國臣君
	小野	清子君
	太田	豊秋君
	大仁田	厚君
	岡田	廣君
	加納	時男君
	木村	仁君
	岸	信夫君
	国井	正幸君
	小池	正勝君
	佐藤	顕雄君
	小泉	泰三君
	櫻井	新君
	末松	弘成君
	椎名	一保君
	田浦	信介君
	田村耕太郎君	直君
谷川	秀善君	
中川	雅治君	
竹山	裕君	

愛知	治郎君	秋元	司君
市川	一朗君		
岩城	光英君		
魚住	汎英君		
尾辻	秀久君		
大野つや子君			
岡田	直樹君		
荻原	健司君		
狩野	安君		
片山虎之助君			
神取	忍君		
河合	常則君		
岸	宏一君		
北川イッセイ君			
倉田	寛之君		
小泉	昭男君		
佐藤	昭郎君		
坂本由紀子君			
鈴木	政二君		
清水嘉与子君			
陣内	孝雄君		
田中	直紀君		
閔口	昌一君		
伊達	忠一君		
武見	敬三君		
鶴保	庸介君		
中川	義雄君		

官 報 (号 外)

平成十九年五月二十五日

參議院會議錄第二十九號

投票者氏名

中島 啓雄君	千葉 景子君	辻 泰弘君
中曾根弘文君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君
中村 博彦君	中原 爽君	内藤 正光君
西島 英利君	二之湯 智君	林 久美子君
野村 哲郎君	野上浩太郎君	広田 一君
藤井 基之君	藤野 公孝君	福山 哲郎君
保坂 三藏君	舛添 要一君	藤本 祐司君
松田 岩夫君	松山 政司君	前川 清成君
松村 龍二君	松村 祥史君	増子 輝彦君
三浦 一水君	水落 敏栄君	松岡 徹君
溝手 顯正君	森元 恒雄君	円 より子君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	柳田 稔君
山谷えり子君	山本 一太君	峰崎 直樹君
足立 信也君	浅尾慶一郎君	篠瀬 進君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	山根 隆治君
犬塚 敏夫君	小川 勝也君	和田ひろ子君
江田 五月君	尾立 源幸君	荒木 清寛君
家西 悟君	池口 修次君	加藤 修一君
大石 正光君	岩本 司君	木庭健太郎君
大久保 勉君	渡辺 秀央君	高野 博師君
加藤 敏幸君	蓮 航君	西田 実仁君
小林 正夫君	風間 裕君	浜四津敏子君
工藤堅太郎君	木俣 康弘君	高野 博師君
喜納 昌吉君	大塚 耕平君	西田 実仁君
奥石 東君	北澤 俊美君	福本 潤一君
佐藤 道夫君	佐藤 小林	山口那津男君
芝 博一君	郡司	鰐淵 洋子君
主濱 了君	櫻井 元君	田村 秀昭君
田名部匡省君	島田智哉子君	荒井 広幸君
高嶋 良充君	佐藤 泰介君	島尻安伊子君
榛葉賀津也君	佐藤 元君	鈴木 陽悦君
		今泉 昭君

日程第九 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名		日程第九 中小企業信用保険法の一部を改正する 法律案(内閣提出、衆議院送付)		賛成者氏名	
井上	哲士君	阿部	正俊君	愛知	治郎君
緒方	靖夫君	青木	幹雄君	秋元	司君
小池	晃君	浅野	勝人君	有村	治子君
大門実紀史君		泉	信也君	市川	一朗君
吉川	春子君	岩井	國臣君	岩城	光英君
近藤	正道君	岩永	浩美君	魚住	汎英君
潤上	貞雄君	小野	清子君	尾辻	秀久君
		太田	豊秋君	岡田	直樹君
		大仁田	厚君	大野	つや子君
佐藤	顕雄君	景山俊太郎君	金田	片山虎之助君	片山虎之助君
泰三君	正勝君	岸	勝年君	荻原	健司君
小泉	信夫君	木村	順子君	狩野	安君
佐藤	正幸君	川口	仁君	河合	常則君
坂本由紀子君		金田		神取	忍君
		勝年君		岸	宏一君
				北川イッセイ君	
				倉田	寛之君
				小泉	昭男君
				佐藤	昭郎君

櫻井	新君	椎名	一保君	末松	信介君	世耕	弘成君	田浦	直君	田村耕太郎君	竹山	裕君	中川雅治君	秀善君	中島啓雄君	裕君	田中直紀君	
大塚	大江	尾立	小川	岩本	源幸君	勝也君	司君	池口	浅尾慶一郎君	基隆君	伊藤	山谷えり子君	順三君	溝手顯正君	三浦	矢野哲朗君	藤井基之君	中村博彦君
耕平君	康弘君	修次君	勝也君	基隆君	伊藤	順三君	溝手顯正君	三浦	一水君	龍二君	松田	岩夫君	三藏君	保坂哲郎君	野村哲郎君	西島英利君	中曾根弘文君	中村博彦君
加藤	大久保	敏幸君	正光君	五月君	敏夫君	直史君	悟君	俊弘君	朝日	足立	山内	森元	水落	舛添要一君	二之湯智君	中島眞人君	中川義雄君	鶴保庸介君
敏幸君	勉君									俊夫君	吉村剛太郎君	一大太君	敏栄君	祥史君	野上浩太郎君	中原爽君	伊達忠一君	武見敬三君

平成十九年五月二十五日 参議

亏 投票者氏名

七八

官 報 (号 外)

平成十九年五月二十五日 參議院會議錄第二十九号

投票者氏名

西岡	武夫君	林 久美子君
平田	健二君	広田
廣野	ただし君	福山
藤末	健三君	藤本
藤原	正司君	前川
前田	武志君	増子
松井	孝治君	輝彦君
松下	新平君	祐司君
水岡	俊一君	清成君
森	ゆうこ君	徹君
柳澤	光美君	峰崎
山下	八洲夫君	直樹君
蓮	舫君	円 より子君
渡辺	秀央君	築瀬
市田	忠義君	柳田
紙	智子君	山根
小林	美恵子君	和田ひろ子君
仁比	聰平君	井上 哲士君
大田	昌秀君	緒方 靖夫君
鈴木	福島みづほ君	小池 晃君
荒井	亀井 郁夫君	大門実紀史君
田村	長谷川憲正君	近藤 正道君
渕上	福島みづほ君	吉川 春子君
近藤	秀昭君	貞雄君
	陽悦君	廣幸君
	今泉 昭君	廣幸君

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三十日
郵便物認可

平成十九年五月二十五日 参議院会議録第二十九号

発行所	〒二東京一 独番都〇 立四号行政 法人法國人 國立印刷局 目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 三三〇円) 三三四五円